

厚生委員会会議録

平成21年 5月19日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 15:37

○ 委員長

おはようございます。ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「所管事務の調査について」を議題といたします。

質疑は執行部の説明の後、部局ごとに区切って行いますのでよろしくをお願いします。

それでは、執行部の各課から所管事務について説明をお願いします。

○ 保護第1課長

保護第1課及び保護第2課の所管事務の概要を説明させていただきます。

所管事務調査資料、1ページをお願いします。初めに、保護業務の執行体制について説明をさせていただきます。本庁は、保護第1課が総務係、第1係から第3係、保護第2課が第4係から第7係で組織されまして、さらに就労支援相談員1名、面接相談員2名、母子自立支援員1名を配置いたしまして、課長以下71名の職員で所管事務を執行しております。各支所におきましては、保健福祉課保健福祉係と同様の所管事務を執行しております。

次に、所管事務の概要でございますが、共通した事務といたしまして、(ア)生活保護法の執行に関すること、(イ)行旅病人、死亡者に関することでございます。生活保護の執行に関することでは、生活保護の相談、申請受付、各種調査、保護決定等に関する事務、さらには保護開始決定後の自立助長のための指導、指示及び支援を行っております。行旅病人、死亡者に関することでは、行旅病人、死亡者が発生した場合、警察、病院、葬儀場等関係機関との連絡調整、親族との連絡、調査を行っております。また、各支所におきましては、保護費の支給事務の補助、各種申請等の受付事務、要否意見書等の発行、その他保護第1課、第2課との連絡を行っております。

2ページをお願いします。表の3の飯塚市地区別被保護世帯の状況でございますが、左から、地区名、人口、被保護世帯数、被保護者数、保護率を記載しております。計の欄を見ていただきたいと思いますが、平成21年3月末現在での被保護者世帯が4,212世帯、被保護者数が6,394人で、保護率は48.4%となっております。地区別の状況といたしましては、保護率で比較いたしますと、潁田地区が56.2%で一番高くなっておるようでございます。次いで、飯塚地区の49.1%、穂波地区の45.5%、庄内地区の40.8%、筑穂地区の33.6%となっております。その表の右側に参考といたしまして、平成21年2月末現在の隣接都市の保護率を記載しております。ちなみに、福岡県全体の保護率は22.1%となっております。

次に、4の被保護世帯、被保護人員等の推移の状況でございますが、平成14年度以降も世帯数、人員、保護率はともに増加しております。今後もこのような状況が続くのではないかと考えられます。

次に、5の被保護世帯の類型別分類表でございますが、被保護世帯は高齢者世帯、母子世帯、傷病・障がい者世帯、その他世帯に分類されまして、平成14年度からの推移を記載しております。平成20年度は高齢世帯が1,777世帯、43.2%で、比率が一番高くなっております。次は、傷病・障がい者世帯で1,213世帯、29.5%となっております。続いて、その他世帯、母子世帯の順になっております。

以上、簡単でございますが、所管事務の概要の説明を終わらせていただきます。

○ 保育課長

続きまして、保育課所管事務の概要について御説明いたします。

3ページをお願いいたします。初めに、保育課の組織についてですが、保育課では、2係、

13保育所、5子育て支援センターで組織し、課長以下、職員、嘱託職員、臨時職員、合計226名の体制で構成しております。

次に、所管事務事業の概要についてですが、所管事務につきましては3つに大別しております。1、保育事業全体の管理運営に関する事、2、保育所運営に関する事、3、子育て支援センターの運営に関する事、また、各支所につきましても入退所の受付と保育料の収納業務を行っております。

次に、保育所入所状況についてでございますが、(3ページから)4ページにかけて掲載しております。平成21年4月1日現在の公立保育所は13施設であり、定員1,195名に対し入所児童は1,182人、98.9%となっております。私立保育所は17施設で、定員1,620名に対し入所児童数は1,760人、108.6%となっております。公・私立合計では、定員2,815人に対し2,942人、104.5%となっております。

次に、5ページ、市内居住者の入所状況についてですが、市内に住居している市内及び市外の保育所に入所している児童数は合わせて2,912人となっております。

次に、子育て支援センターの利用状況ですが、子育て支援センターの事業は、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした事業で、育児に関する相談や援助を実施し、子育て中の親の孤独感や不安の解消に努めております。また、福祉センター等の公共施設に出向き講習会等を行い、地域の子育て家庭の支援に努めております。平成20年度の利用状況は、5施設で2万7,168人が利用されております。

以上、簡単ですが、保育課の所管事務概要の説明を終わらせていただきます。

○ 児童育成課長

続きまして、児童育成課の所管事務の概要について御説明させていただきます。

資料の6ページをお願いいたします。初めに、児童育成課の組織でございますが、3係で構成いたしております。飯塚市少年相談センターを含め、課長以下、職員、嘱託職員、臨時職員、合計41名で構成いたしております。

次に、所管事務事業の概要につきましては、ここに掲げているとおりでございます。

7ページをお願いします。児童センター、児童館についてでございますが、児童の健全な遊び、並びに健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、現在21カ所の施設を設置しており、事業の取組みをいたしております。

8ページをお願いします。放課後児童健全育成事業(児童クラブ)につきましては、児童センター施設等を利用して児童クラブを設け、保護者の労働等により放課後の留守家庭児童を預かり、児童の健全育成及び保護者の支援をいたしております。平成21年4月1日現在、21クラブで実施し、入所児童は1,882名です。

なお、4年生以上の児童の受け入れ対応もいたしております。

9ページをお願いいたします。児童手当等の受給者状況でございますが、ここに掲げておりますとおり、それぞれの手当に対しまして支給業務を行っております。

次に、家庭児童相談室についてでございますが、家庭児童相談員を配置しまして、家庭における児童養育等にかかわる相談業務を行っております。相談内容及び件数等は下記のとおりでございます。

次に、母子相談についてでございますが、母子自立相談員を配置しまして、母子家庭や寡婦の方々のさまざまな問題や悩み等について相談業務を行っております。

10ページをお願いいたします。母子相談内容、相談件数を掲げております。

次に、青少年健全育成会についてでございますが、市内に青少年健全育成会が組織され、青少年の健全育成活動が展開されております。

次に、飯塚市少年相談センターについてでございますが、補導活動、相談活動、有害環境浄化活動、広報活動を実施いたしております。概要については、下記のとおりでございます。

11ページをお願いします。つどいの広場いづかについてでございますが、旧鯉田幼稚園施設を子育ての活動の拠点として有効活用することによりまして、地域における民間の子育て支援の場として、平成15年4月から子育てボランティア団体で構成していますNPO法人つどいの広場いづかへ無償貸与いたしております。利用人数につきましては、平成20年度1万2,911人の利用となっております。

なお、協議会に加入されている子育てボランティア団体は10団体です。

以上、簡単ですが、児童育成課所管事務の概要説明を終わります。

○ 健康増進課長

健康増進課の所管事項の概要を説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。組織につきましては、医療総務係、医療給付係、保健センターの保健衛生係の3係と地域医療対策室で、課長以下、保健センター所長、課長補佐の2名、医療総務係、医療給付係と保健衛生係にそれぞれ係長名、以下事務職員、保健師、栄養士、保健指導員等を含めまして、職員合計40名と嘱託員6名を加えました46名で業務を行っております。

なお、各支所につきましては、保健福祉課の保健医療係が事務を所管しております。

所管事務につきましては、そこに掲げております1から7までの部分で、国民健康保険事業、後期高齢者医療制度、老人保健事業、乳幼児医療、重度心身障がい者医療、及びひとり親家庭医療に関するもの、あと5番目が市立病院に関すること、母子保健事業、予防接種などの保健衛生に関すること、地域医療の総合的対策に関することを所管いたしております。

2ページをお願いいたします。国民健康保険事業につきましては、被保険者の保険者証の交付、療養費等の支給、国民健康保険税の賦課などを行っております。国民健康保険の被保険者の状況でございますが、平成20年度から後期高齢者制度が導入されたことによりまして、被保険者が1万4,400人程度減少しております。

次に、3ページをお願いいたします。後期高齢者医療制度でございますが、平成20年の4月より75歳以上の高齢者を被保険者とした医療制度として開始されております。運営主体は福岡県後期高齢者医療広域連合で、市町村の事務といたしましては各種届出、療養費の支給申請の受付などを行っております。

3番目に、老人保健事業でございますが、後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、平成20年3月で廃止となっておりますけれども、診療報酬の請求の時効が3年であることから、平成22年度まで存続することになっております。

4ページをお願いいたします。乳幼児・重度心身障がい者・ひとり親家庭の医療に関することでございます。これは福岡県公費医療支給制度に基づきまして、療養給付費が行われた場合の自己負担を助成するものでございます。2番目に支給要件などを記載しております。

なお、この3公費医療事業につきましては、本市の独自助成を除き2分の1の県助成がございます。

5ページをお願いいたします。市立病院に関することでございます。飯塚市立病院は、筑豊労災病院廃止後の後医療として平成20年4月1日に12診療科、250床を開設いたしまして、指定管理者の社団法人 地域医療振興会が管理運営を行っております。本年4月からは、休診中だった脳神経外科も診療を再開いたしております。

6番目の保健衛生に関することでございます。この事務につきましては保健センターのほうで対応しております。予防接種、保健事業、母子保健事業、健康づくり推進事業、救急医療などの業務を行っております。保健センターといたしましては、飯塚保健センター、穂波保健センターがあり、それぞれ保健師を配置しております。また、庄内保健福祉総合センター内にも3名の保健師を常駐させ、3カ所を拠点に市内各所で保健活動を行っております。本年8月に3カ所を統合いたしまして、穂波支所を拠点といたしまして従来どおりの保健活動を行って

まいります。

施設の詳細については省略させていただきます。

7番目の地域医療総合対策に関することにつきましては、地域医療対策室が担当していただき、市立病院との連絡調整、市立病院と地域の医療機関との連携の推進を図っております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○ 介護保険課長

次に、介護保険課の所管事務について説明させていただきます。

8ページをお願いします。介護保険課の組織は、介護総務係、保険料係、認定係の3係で構成しておりまして、36名の職員で介護保険にかかわる業務を行っております。支所につきましては、申請業務につきまして保健福祉課福祉係において申請業務の介護保険業務を担当しております。

主な業務につきましては、2の主な所管事務に書いておりますように、保険給付並びに事業計画の進行管理、地域密着型サービスの指定等の事務を行っております。

次に、9ページをお願いします。9ページの上段には被保険者の推移を10月末時点の数値で記載しております。

次に、①の保険給付費の推移でございますけれども、左側の縦に給付費のサービス種類ごとの項目を、上に年度を表示しておりまして、平成20年度の給付費決算見込み額は約93億8千万円になる見込みでございます。

次に、②の介護保険会計の収支でございますけれども、平成20年度の決算見込みでは、歳入で約99億2千万円、これに対しまして歳出が記載しておりますように約96億7千万円の見込みでございます。

次に、10ページの(2)の事業計画につきましては、保険制度の円滑な運営を図るために高齢者保健福祉計画と連携を図りまして3年度の事業計画を策定しております。委員の皆様には先日配付させていただいておりますけれども、第4期の計画を策定しております。②の高齢社会対策推進協議会におきましてその事業の進行管理に当たっております。

次に、(3)の保険料の賦課徴収に関することですが、①で平成20年度の介護保険料の賦課状況、次に、11ページの②で第4期、平成21年度から23年度までですけれども、の保険料を記載しております。

なお、介護保険料は、所得の区分によって、所得段階に応じて保険料を賦課することとなっておりますけれども、第4期にあつては第3期の激変緩和措置がなくなることを考慮いたしまして、6段階から旧4段階と旧5段階をそれぞれ1段階ずつ増やしまして8段階として設定しておりまして、保険料の軽減を図っております。第4期の基準保険料につきましては、基金等の活用を図りまして、第3期と同額の月額4,975円としております。その下段の③で、平成20年度の保険料の減免状況を記載しております。

次に、(4)ですけれども、平成18年度に改正になりまして保険者の所管事務とされました地域密着型サービス事業の指定、指導・監査に関すること、(5)で介護相談員の派遣事業に関することの業務を記載しております。

12ページをお願いします。(6)①の要介護者の認定状況ですけれども、①の要支援・要介護認定者数は記載のとおりでありまして、平成20年度末の認定者数が6,615人となっております。②の認定率につきましては、65歳以上1号被保険者のうち要介護認定を受けている人の率を表示しております。

最後になりますけれども、平成21年度、各保険者で1次判定にばらつきがあつて、2次判定に差異があるとの事情から調査項目の見直し、調査方法の変更等認定制度の見直しが行われております。

しかしながら、新認定によります介護度の変更による不安の解消等のために新認定の検証が

終わるまでの間、更新申請にあつては更新前の介護度を、例えば、旧認定と新認定に差異が出てきた場合には更新前の介護度を希望により選択できるような経過措置が行われております。報告させていただきます。

以上で、簡単でございますけども、説明を終わります。

○ 高齢者支援課長

高齢者支援課の所管事項について、その概要を説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。高齢者支援課は、高齢者総務係、係長以下3名、地域包括支援センター係、係長以下39名で、課長及び課長補佐を含め44名の職員で業務を行っております。支所におきましては、高齢者支援課の関連業務は各支所とも保健福祉課で実施いたしております。

14ページをお願いいたします。所管事務事業の概要について、1、主な所管事務につきましては、(1)介護予防事業全般に関すること、以下12項目を掲げております。

なお、(10)の長寿祝い金につきましては、今年度から高齢者支援課で所管することとなっております。

高齢者支援課の主な所管としましては、高齢者の介護予防、総合的な相談・支援、認知症高齢者対策を始め、権利擁護や生きがい対策及びひとり暮らしの高齢者などの自立支援などの各種サービスの提供を実施いたしております。

2の事務事業の概要につきまして、(1)から(11)まで記載しております。主なものは、(1)地域包括支援センター、保健師、社会福祉士、主任ケアマネなどの専門職が連携を図りながら、総合的に高齢者の方を支援するもので、センターの運営は市直営で実施しております。

(2)地域福祉ネットワーク事業につきましては、地域福祉推進のため、自治会長、民生委員、福祉委員、ボランティアの方たちにより、市内20地区に組織されている地域福祉ネットワーク委員会の活動に対し助成を行っているものです。

(5)高齢者保健福祉計画につきましては、高齢者保健福祉施策の総合的な推進を図るため、介護保険事業計画と連携を図り策定する計画で、平成21年3月に21年度から23年度までの3カ年の計画を策定しております。

16ページをお願いいたします。老人クラブ連合会は、平成21年4月1日現在、5支部113単位老人クラブ、会員5,776人で組織されています。この老人クラブ連合会、及び単位老人クラブ活動への助成を行っております。(7)陶芸教室は、高齢者の生きがいと社会参加を目的として実施、(8)在日外国人高齢者福祉給付金は、市内在住の大正15年4月1日以前に生まれた外国人の方で、国民年金を受給できない方に対して月額7千円の福祉給付金を支給する事業などを実施しております。

18ページをお願いいたします。18ページ以降に高齢者支援課が所管する高齢者福祉施設を掲載しております。

まず、特別養護老人ホーム筑穂桜の園は、飯塚市社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を実施いたしております。定員は30名、ショートステイ用として3室整備されております。

19ページから22ページまでに筑穂高齢者生活福祉センター、筑穂老人福祉センター、颯田高齢者福祉センター、及び颯田老人憩いの家を記載しております。いずれの施設も飯塚市社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を行っております。

23ページをお願いいたします。23ページから25ページまでに在宅老人福祉サービスを記載しております。主なものは、No.1の食の自立支援事業、高齢者の食事の確保や栄養改善のため、夕食を配達すると同時に、安否確認を行うものです。

No.2の生きがい活動支援通所事業は、運動機能向上などを行うものです。

以下、No.3の心臓病などで急な発作が予見される方に緊急通報装置を貸与または給付する緊急通報システム事業から、No.14、手すりの取り付けや段差解消の費用の一部を助成する高齢

者住宅改造事業を記載しております。

以上、簡単でありますが高齢者支援課の所管事項の報告を終わります。

○ 社会・障がい者福祉課長

続きまして、社会・障がい者福祉課の所管事務の概要について御説明をいたします。

26ページをお願いいたします。1の組織につきましては、3係で構成をいたしております。また、職員の配置につきましては、課長以下、社会福祉係長を兼務する課長補佐1名、係長2名、事務職員15名、保健師1名、調査員3名の合計23名で業務を行っております。

なお、事務職員1名につきましては、現在、総務部の定額給付金対策室の兼務となっております。

次に、2の主な所管事務について御説明をいたします。所管事務につきましては、大きくわけまして社会福祉に関する事務と障がい者福祉に関する事務を行っております。また、障がい者福祉につきましては、国の制度に関する事務とその他障がい者福祉に関する事務等を2つの係に分けて行っております。

なお、各支所につきましては、保健福祉課の保健福祉係が事務を所管いたしております。

次に、3の所管事務の概要について御説明をいたします。27ページをお願いいたします。

(1)の社会福祉の主なものといたしましては、災害援護として火災等に関する見舞金の支給、及び大規模自然災害等における見舞金、弔慰金、及び貸付金等に関する事務を行っております。

28ページをお願いいたします。中国在留邦人に関する支援でございますが、平成19年11月の中国在留邦人への支援に関する法律の一部改正によりまして、生活支援給付金の支給、及び中国在留邦人の地域社会への交流事業などを所管いたしております。

なお、現在、対象となります中国在留邦人の方は引揚者、及びその配偶者の方が9名、同時引揚者、いわゆる二世の方が5名の計14名で、うち生活支援給付金受給者は4名となっております。

次に、29ページから33ページにかけては、所管をいたしております社会福祉施設5施設の概要について記載をいたしております。

まず、29ページの筑穂保健福祉総合センターにつきましては、平成18年度から指定管理による管理運営を行っております。主に健康増進等を目的とする東棟と高齢者、障がい者への福祉サービスを目的とする西棟とに分かれております。

30ページをお願いいたします。穂波保健福祉総合センターでございますが、平成19年度から指定管理による管理運営を行っております。福祉センターとしては最も利用者の数が多い施設となっております。

31ページをお願いいたします。庄内保健福祉総合センターハーモニーでございますが、現在、直営による管理運営を行っております。この施設につきましては食堂を有し、浴場との利用と併せまして、高齢者のデイサービスなども実施いたしております。

32ページをお願いします。忠隈住民センターでございますが、旧忠隈炭鉱が所有しておりました共同浴場を旧穂波町が引き継ぎ、地域福祉の向上を目的とした住民センターとして平成元年に開設しております。また、平成20年度からは指定管理による管理運営を行っております。

33ページをお願いいたします。穂波ふれあい会館でございますが、平成18年度から指定管理による管理運営を行っており、主に地域福祉に関する住民相互の交流を目的といたしております。

以上が社会福祉に関する事業の概要でございます。

続きまして、障がい者福祉に関する事務について御説明をいたします。

34ページをお願いします。平成20年度の状況といたしましては、国庫負担等を伴う制度による福祉サービスとして新制度の訪問系6事業、日中活動系6事業、居住支援3事業を、ま

た、旧制度によるサービスとして3事業を実施いたしております。また、国及び県の補助制度による福祉サービスとしまして地域生活支援事業12事業を35ページに掲載いたしております。詳細につきましては省略をさせていただきます。

次に、36ページをお願いいたします。福祉サービス以外の主な事務といたしましては、3障がいに関する手帳申請の受付、県への進達及び交付事務を行っております。また、自立支援医療につきましては精神通院医療等の受付及び県への進達事務を、また、更生医療及び補装具につきましては給付事務を行っております。また、その他といたしまして飯塚国際車いすテニス大会に関する市役所内に設置しております支援委員会の事務局等として、大会の運営を支援いたしております。

37ページをお願いいたします。サンアビリティ飯塚でございますが、この施設は障がい者の文化教養及びスポーツの振興に関する拠点施設となっております。平成18年度からは指定管理による管理運営を行っております。

38ページをお願いします。最後になりますが、各支所の所管事務の概要について御説明をいたします。穂波、筑穂、庄内、颯田の各支所につきましては、児童社会福祉部及び保健福祉部の所管事務に関する受付事務等を保健福祉課が行っております。資料は各支所の保健福祉課の係及び職員構成を取りまとめたものでございます。

以上、簡単ではございますが、保健福祉部に関する所管事務の説明を終わります。

○ 健康増進課長

すみません。先ほど説明しました市立病院の中でページの5ページになりますけれども、診療科目が12科目ということで、その中の眼科が記載漏れになっておりますので、すみませんが、訂正方よろしくをお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、まず、児童社会福祉部について質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 道祖委員

保護課のほうにお尋ねいたします。

生活保護の自立助長のための指導が行われておりますけれども、現実的にはこの不況の中で失業されて生活保護を受けられる方が増えてきておるのではないかと思いますけれども、どういう、その実態、今不況のと言いましたけど、そのとおりのかどうか、まずそれを1点。

○ 保護第1課長

保護の申請の中で、いわゆる不況とか、そういうものの影響があるかという御質問だと思います。平成20年度の私どもが統計をとっております開始状況の内訳で、大体定年、自己退職、自己都合による失業、そして、勤務先都合、いわゆるこれは解雇ですけれども、解雇による失業、この件数が開始件数全体の424件に対しまして約80件ございます。実際に私ども相談窓口等々で受け付ける事務をしておりますけれども、会社をちょっと首になったとか、あるいはちょっと自分の都合で辞めたとか言われる方は、以前に比べると目立つような気がいたします。

○ 道祖委員

私は、生活保護というのは働きたくても働けないから、そういう人たちに支援するものだというふうに思っておりますけれども、不況の中で働きたくても働けない状況についてどのように対応しておるのか、自立助長のための指導と言いながらどのような指導をされておるのか。

○ 保護第1課長

実質的には相談にお見えになったときに保護の補足性といたしまして他法他施策ということを私ども一番に考えております。

しかしながら、他法他施策の適用もされない、今委員が言われました失業の方とか、そうい

う方についてはできるだけお仕事をお世話すると、まず一番にはハローワークのほうにケースワーカーが同行しまして、一緒にキーボードをたたきながらいろいろな職業を、自分の特技とか、そういうもの、今までの職業経験等々を勘案しながら探すようにしております。

しかしながら、今委員が言われますようになかなか働きたくても働くところがないというようなことでございますけれども、私どもは保護を受け付けるときに自立計画書なるものを出していただきまして、これは1カ月とか3カ月とかいうような形で出していただいておりますけれども、この範囲の中で、この期限内に私どもケースワーカーにもプレッシャーもかかりますけれども、この範囲内にぜひとも就職をしていただきたいと、就職をするためには私ども最大限の努力をして同行でハローワークに行ったり、面接会場には入りませんが、面接同行をするように心がけておるところでございます。

○ 道祖委員

では、結果として失業して生活保護を受けざるを得ないようになる、けれど、指導した結果、自立したという人たちがいると思うんですよね。自立した人たちというのは傾向としてどのような状況にありますか。

○ 保護第1課長

その資料を今日ちょっと持ち合わせてきておりませんが、保護の中で私どもが就労支援事業とか、あるいは自分で仕事を見つけてきたとかいうような形で就労につかれる方がおられます。そういう方についての割合というのは、だんだん高くなっていくものだというふうに思っております。

○ 道祖委員

お手元に数字がないということですが、それはそれで次回でも傾向を教えていただきたいと思いますが、それと、先ほどの説明の中で、ハローワーク等に行って御相談しておるということでありましたけれど、失業者に対してのハローワークでの職業訓練というのが受講希望者に対してなかなか科目定員数とか、限りがあつて、なかなか希望に沿えないような現実があるというふうに聞いております。その中で、ハローワークに行って、就職の指導をしたときに、例えば、就職支援計画書なるものをつくって取り組ませておるけれど、希望するような仕事がないので、勉強したいと、ステップアップして求められる資格等を取りたいと言ったときに現実的に対応ができておるのかどうか。

○ 保護第1課長

今委員さんが言われましたハローワークでの職業訓練等々の研修とかいうのは、今先ほど私がお答えしました就労支援事業とはちょっとまた別のものがございます。私どもの行っております就労支援事業と申しますのは、市のほうから大体一月に6名ほど行っても、就労の訓練とか研修とかいうことではなくて、即就職を目指した取組みでございます。

そして、就職をする前段でいろいろな資格が必要だとかいうような場合につきましては、扶助の中で生業扶助というのがございます。あるいは研修を受けるとか、あるいは極端な例を言いますと、自動車運転免許を取るとかいうようなもので支援をしておるところでございます。

○ 道祖委員

今おっしゃった車の免許等をとるということで、今の規定の中である内容で支援をしておりますということでしょう。それで、十分ですかとお尋ねしたいんですよ。

ただ、仕事は確かに選ばなければあります。あるはずなんですよね。それは、けれど、就職希望者と受け入れる企業側の求めるものというのは相当違うものがあるんじゃないかと思うんですよね。

ただ、自動車免許を持つとった就職させますよというレベルはあるかもわかりませんが、それ以上のものを求められるような世の中になってきておると思うんですよね。私はそう思うんです。そういうことに対しての対応はどのように考えておるのかということをお尋ねしたい

んです。

○ 保護第1課長

就労支援についていろいろな取組みがございますけれども、私どもが今目指しておりますのは就労支援プログラムということで、いろいろな社会的な状況とか、そういうものを踏まえた中で、国の事業といたしまして自立促進のための、自立支援のための補助金が、補助制度がございます。そういうものの中に就労支援指導、今回から入れております母子家庭の自立支援とか、いろいろなメニューがございます。そういうもののメニューの中で、今委員が言われるような目的を達成するためのプログラムを実施するに当たってそういうような補助制度がございますので、プログラムをたくさん設けて、いろいろな機会あるごとにそういうチャンスをつくっていききたいというふうに考えております。

○ 道祖委員

わかりました。先ほどお願いいたしましたけど、就労の実態の数字が結果としてお持ちじゃないということですから、どのような職場に何件ぐらい就職されたのか、そして、今言った内容で、従来の職業に対しての援助というものと新しい援助の仕方、今後考えられる援助の仕方、それについて後日お示ししていただきたいと思っておりますけど、それができますか。

○ 保護第1課長

今ある資料を取りまとめまして、早い時期にお示ししたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 安藤委員

すみません。関連してなんですけれども、ページ2 ページの5番の類型別分類表というのがあるんですけれども、高齢者母子世帯、それから、傷病、障がい世帯については、これはしようがないなというふうに思ったりするんですけれども、その他の世帯というのがございまして、その中でよく言われるのが世襲制と言ったら失礼な言い方かもしれませんが、親御さんが保護を受けてある家庭は子どもさんもそういう形が見られるという傾向があるというふうに聞いたりもするんですけれども、そういう部分で世代別といいますか、そういう資料というのはございますでしょうか。

○ 保護第1課長

年代別に統計をとった被保護世帯の資料はございますが、今手持ちしておりません。

○ 安藤委員

すみません。次回で結構ですから出していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 楡井委員

同じく2ページに関してですけど、ちょっと下の表、4番と5番の表、累計のところは平成20年度世帯数で4,212、右のほうの表は世帯数、平成20年度合計4,113、この差はどういうことなんですか。

○ 保護第1課長

5の表の下の欄、米印で書いておりますが、生活保護を停止した世帯を総計から、こっこの類型別の場合に統計をとる際には停止世帯を除くようになっておりますので、停止世帯を除いた数が4,113、そして、停止世帯も総枠で入れた数字が4,212でございます。

○ 楡井委員

そういった、先ほど道祖委員の発言と関連しますけど、これは平成20年度の末でしょうから、1、2、3月と数字も当然入ってると思うんですね。それで、今年増加傾向というような

ことがありますので、今年の1、2、3月の数字は平成20年の1、2、3月と比較すると、どういふ数字になつてゐるか、その数字の例示がないと思ふんですけども、御報告お願いできますか。

○ 保護第1課長

平成19年度の数の比較でよろしゅうございますでしょうか。

○ 楡井委員

20年と21年の比較。

○ 保護第1課長

年度で言いますと。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:50

再 開 10:50

委員会を再開します。

○ 保護第1課長

平成20年10月以降、平成21年1月以降、それぞれの対応いたします3月までの申請、認定、廃止件数の前年度との比較について御説明をいたします。

平成20年10月から3月までの申請件数は271件、平成19年度の同期は239件で、32件増加、率にいたしますと13.4%となっております。また、平成21年1月から3月までの申請件数は139件、平成19年度同期では125件で、14件、11.2%の増加となっております。

次に、開始件数でございます。平成20年10月から3月までの開始件数は239件、平成19年同期では204件、35件、17.2%の増加になっております。また、平成21年1月から3月までの開始件数は117件、平成19年同期では96件、21件の21.9%の増加になっております。

続きまして、廃止件数につきましては、平成20年10月から3月までの廃止件数が175件で、平成19年同期では142件で、33件、23.3%の増加になっております。また、平成21年1月から3月までの廃止件数は104件、昨年同期で95件、9件の増加、率にいたしますと9.5%の増加となっております。

○ 楡井委員

ちょっとメモをし切りませんでしたので、先ほど要請のあったようにぜひこれ数字の表を出していただきたいと思ふんですけども、確認しますけれども、20年の1月、3月に比べて、今年の1月、3月は約22%、21.9%増ということでもいいんですかね。

○ 保護第1課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

今の数字の中にも市民の生活の困窮状況、また、失業の状況などの反映があらわれているというふうに思ひます。

それから次は、母子加算の問題でちょっと質問させていただきたいと思ふんですが、母子加算や高齢者加算というのが、これは国の制度で廃止になりました。それで、今年の4月からは母子加算も廃止になったということですが、母子加算3年間で暫減といいますか、段階的に削減されてきたというふうに思ひます。これで母子加算の影響、母子世帯というのはここに平成20年度357世帯、359世帯、345世帯と出されておりますけれども、この人たちのこの家庭に支出されていた母子加算額、これについて3年間の合計でも結構ですので、どのくらいの金額になるのかを教えてください。

○ 保護第1課長

母子加算でございます。これは今年度から廃止されておりますけど、今御質問で3カ年というところでございますので、その範囲で答えさせていただきます。母子加算は15歳以下の子どもさんのおられる母子世帯に対して、平成18年度が2万1,640円、平成19年度が1万4,430円、平成20年度が7,210円とそれぞれ削減をされております。今申し上げました金額は1人当たりでございます。影響額といたしまして、平成18年度が月平均で425件、年トータルで申しますと1億1,652万2,280円支給されております。平成19年度が月平均で355件、金額、年トータルで6,471万5,280円です。次に、平成20年度が月平均245件で、支給総額が2,212万8,240円となっております。先ほど申しましたように平成21年度からは全廃となっております。

○ 楡井委員

そうすると、3年間合計すると2億2千万円ぐらいになると思いますが、そういう数字でいいですかね。1億1,652万円、それから、6,474万円、それから、2,212万円、ざっとですけど、この3つ足したら約2億円、ざっとですね。これはいいですね、確認されて。

○ 保護第1課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

3年間でこれだけのたくさんの金額が保護世帯、母子家庭の中から削減されていってるという状況も確認させていただきます。

それから、生活保護を申請する場合の1つの大きな要因として住宅問題がございます。この住宅問題についての保護課といいますか、行政としての考え方を述べていただきたいと思えます。

○ 保護第1課長

生活保護の申請要件としての住宅問題ということでございますが、生活保護法の第19条第1項第2号におきまして、「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理の属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するものについて、福祉事務所が保護を決定し、実施するもの」と定められております。このため、住まいのない方につきましては現住地を所管する保護の実施機関が申請を受け付けることになります。

なお、申請の後、保護を決定するに当たって生活保護法の第30条におきましては、「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする」と、「ただし、これによることが適当でない場合は、被保護者を救護施設、更生施設、その他適当な施設に入所させて、これを行う」とされておりますことから、借家とかアパートとか、あるいは施設に入居、居住していただくことになっております。

したがって、現住地がないからということをもってのみ申請を受け付けないということにはございませんので、御理解をいただきたいと思えます。

○ 楡井委員

今課長の言われる方向ですべての件数に対応、申請に対応していただければありがたいんですけども、実際申請の過程で、今言われたようなことが守られてないといえますか、住所がないということで受け付けないという状況も多々生まれてるんですよね。

したがって、今言われたような方向で何といえますか、申請者が責任を持って住居を探すということはもちろんですけども、先ほどの22%の新しい申請者が増えてるという状況があります。この中には結局都会で失業して、こちらのほうに帰ってきたと、住む家がないというようなことで申請をせにゃいかんというような状況の人もかなり含まれてると思うんですね。私どもも何件かそういう実際のケースにぶち当たりました。その際にいろいろ御努力いただいて、今空き家になってるような雇用促進住宅とか、そういうところにお世話をさせていただいて

申請ができたということもありますけども、私どもの直接通さないような状況の中では往々にして申請したけども、住宅がないということで認定を拒否されたと、申請を拒否されたということでの相談もまたあるわけです。ぜひ行政の側としても、保護課側としても、そういう人たちの住宅の確保の問題についても、今言われた方向で、ぜひしっかりお願いしたいというふうに思います。

同時に、基準内家賃の問題と転居費用の問題についてお聞きしたいんですが、失業する前まではそれなりに高額の家賃が払えた状況の人が急遽失業というようなことで、生活保護を申請しなければならない。一応住所があるから申請は受け付けた。

しかし、かなりの高額の家賃なもので、基準内のところに移ってくださいという指導があります。こういう場合、転居費用、敷金とか前家賃とかいうのも含めて、これがなかなか支給ができないということで、せっかく家を見つけてきても転居ができない状況が実際生まれてくるということもあるんですけれども、その基準内家賃と転居に要する費用の問題についての考え方を述べていただきたいと思います。

○ 保護第1課長

初めに、住宅扶助の本市2の2級地の住宅の基準額は、限度額が3万2千円でございます。高額な家賃に住まわれる方におきましては、住宅扶助としては3万2千円しか支給できません。そういうことによりまして私どもは指導、援助の中で、低額家賃のほうに移ってくださいというふうな指導をさせていただいております。できれば県営住宅とか、あるいは市営住宅等々に入っていただくのが一番いいんですけれども、なかなかそこも空きがないというようなことであれば、3万2千円以下の住宅を探してくださいというふうに指導をしております。これはなぜかといいますと、基準額3万2千円を超える家賃のところに住んでおりますと、その差額は自分の生活費の中から支払うようなこととなりますので、その分、生活基準額が下がってしまうと、そういうことの中から、私どもは低額家賃への転居を進めておるわけでございます。保護手帳の中にも基準が示されておりますけれども、実施機関の指導によりまして低額家賃の借家に転居しました場合は敷金なり、あるいは家賃とか、あるいは引っ越しに要します引っ越し代とかいうものについては基準どおり支給をしておるところでございます。今後も変わりはありません。

○ 楡井委員

今飯塚市内の中で3万2千円という家賃支給の基準で、この家賃でそれなりのスペースを確保しようと思ったらなかなか大変なんですよ。それで、例えば、家族が5人おられると、かなりの高校生とか中学生とかという人も含めた家庭になれば、3万2千円の家賃の範囲ではなかなか生活のスペースが確保できない状況が生まれているというふうに思うんですけれども、その点はいかがですかね。

○ 保護第1課長

ただいま質問者が言われます事情は私どもも十分把握をしております。なかなか3万2千円でも飯塚市内、今不動産事情が余りよくないということで、大家さんが家賃を下げてもいいよと言われる方もおられます。

しかしながら、すべてがそういうわけではございませんので、3万2千円ぎりぎりのところで家主さんと相談をされたというような被保護者の意見も聞くこともございます。そういうことで、できるだけ低額と申しましてなかなかありませんので、先ほど言いました公営住宅のほうに申し込んで、ふがよけりゃ通るよと言って励ましながら、指導、援助をしておるところでございます。

先ほど申されました家族数が増えて、今の家賃のところではちょっと息苦しいよというようなところにつきましては、住宅費の中で特別基準というのがあります。その中で4万1,100円まで出るようになっております。そしてまた、世帯の人数が7人以上ということ

で、部屋が非常に狭いというようなことを実施機関が認定しますと4万9,300円まで家賃として出るように基準が定められておりますので、そういう対応もなかなか難しい状況でございますけれども、そういう基準になっておるということでございます。

○ 楡井委員

そうすると4万1,100円という特別基準、それから、7人以上の家庭の場合は4万9,300円ということですが、4万1,100円の特別基準または4万9,300円の基準、この場合、7人以上ってなかなか生活保護家庭ではないんじゃないかと思うんですけど、おられるかもしれませんが、大体5人程度の家庭はあるんじゃないかと思うんですね。そうすると4万1,100円というような状況になります、この際、4万1,100円の基準で転居をするための敷金、その他の費用は計算されるということになるんですか。

○ 保護第1課長

内容につきましては実施機関のほうの認定ということでございますので、その家庭の事情とか、いろいろな総合的に勘案して、果たしてその基準を適用すべきか否かについては十分に検討といいますか、審議をしたいというふうに思っております。

○ 楡井委員

4万1,100円という基準をオーバーしても検討して認められる場合もあるというような答弁なんです、今の答弁は、ちょっと確認をさせてください。

○ 保護第1課長

ここですべてが適用になりますよとちょっと言いづらいところもございまして、あくまでも状況を判断をさせていただいて、もうこれはやむを得ないというような事情があれば、その基準で支給ができるものではないかというふうに思っております。

○ 楡井委員

先ほど市営住宅等というようなことも言われましたけど、市営住宅はそう広くないんですよ。もともとですね。それで、今一番大きい住宅は3LDKというんですか、ちゅうところもあるようですが、非常に数が少ない。特に、新しいところがそういうことになってるようでありまして、古い住宅はなかなかそういう大きなところはあります。それで、なかなかここもあかないという状況がありますので、先ほどから説明のあつてるような状況を勘案して、ぜひこの問題についてはよくケースを検討されてほしいと思います。

続いて、職員数ですけども、保護課全体で71名ですか、ケースワーカーの人たちが合計の数字、説明がなかったんですけども、合併当時はケースワーカー1人当たりの担当世帯数が80以下だったようにも思うんですけど、一応80前だったんじゃないかというふうに思います。これが最近何人かのケースワーカーの人にお聞きしますと、私は90人超えてますというような人たちが何人かおらっしゃるわけですね。現在、平均でかしらうがないと思いますけれども、ケースワーカー1人当たりが担当している世帯数は何人ぐらいになってますか。

○ 保護第1課長

ケースワーカーの持ち件数につきましては、法律で担当件数1人当たり80世帯ということになっております。現在、保護第1、第2課で49人のケースワーカーがございまして、そして、全体の被保護世帯数、これは県費対応の分と停止世帯を除いておりますが、4,085世帯ございまして、これを担当ケースワーカー49で割りますと、1人当たり83.4世帯ということで、基準から3.4世帯オーバーしておるということになります。

○ 楡井委員

平均では83人ですか、ということですが、今の説明の前段に県費で担当が配置されてるという人もおるといふようなことを、ちょっとその辺、説明をもう一度お願いします。

○ 保護第1課長

県費対応につきましては長期入院者とか、あるいは帰来先のない方々について県費対応をし

ております。具体的に訪問とか、いわゆる指導、支援とかいうようなものがルーチン業務として発生しませんので、私どもに来ていただいております面接相談員のほうにその分の管理手続等をお願いしておるところでございます。

○ 楡井委員

そうすると、そういうことで対応してる世帯数は4,212のうちの何世帯になるかというのはわかりますか、さっき言われた4,085から引けばいいんですか、単純に。

○ 保護第1課長

ちょっと今資料が見つかりませんが、約90世帯ぐらいそういう世帯があったというふうに思います。

○ 楡井委員

いずれにしても、80名という基準をオーバーしてるということ言えば、ケースワーカーの人たちの仕事の量がオーバーしてるということにもなると思います。そういうふうにケースワーカーの人たちの仕事がオーバーするということは、保護世帯への配慮が欠けるといいますか、そういうことにもなるのではないかなというふうに思います。これはぜひ増員をしてもらいたい。これからますますだんだん増えていく可能性もあるというふうに考えられますので、一番初めに質問したような数字で。ですから、これはぜひ基準を満たすために増員を果たしていただきたいというふうに思いますが、市長は今お眠りのようですけど、寝てませんか、じゃ答弁をお願いします。

○ 児童社会福祉部長

今ケースワーカーの人員配置を増やしていただきたいという担当課としては非常にありがたい御要望をいただいておりますけれども、質問委員も御承知のとおり、本市の非常に厳しい財政状況もございます。それと、私、若干厳しいことを言うかもしれませんが、私どもの児童社会福祉部には4課ございます。保護の1課、2課の職員、それと保育課の職員、児童育成課の職員、私が課長以下に対して非常に厳しいことを言うかもしれませんが、その日のうちに終わらせておかないかん仕事は必ずその日に終わらせなさいと、それが公務上、必要であれば、当然超過勤務手当出ると、非常に保護課の職員も頑張っております。頑張っておりますけれども、私に言わせればもっと被保護者に対する支援、指導じゃないよと、目線を一緒にしたところの一体となった支援がもっとできるのではないかと、昼間は訪問する中での仕事をしておけば、当然ケースファイルに記録の記載があります。そうなれば5時になっても帰れないと、これは公務員であっても当たり前のこととっております。

ですから、今の業務をより充実した中で、どうしても時間外手当が金額が増えてくるというような状況になった時点では、私も人事当局に対して増員の要請は強く求めていきたいと思っております。当面のところは現有スタッフの中で、課長以下、職員一丸となった中での対応をぜひとも進めていきたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

今、部長、お言葉ですが、実際1日に認定が決まって、保護支給の開始が決まっていて、そして、1日に支給されずに筑穂の大分からここまでお金を取りに来いということを言ったり、それから、横田のほうの人も同じような状況があるんですね。それで、我々が交渉なり抗議なりして、その日のうちに支給をさせるというような実例もあるわけですよ。こういう実例を踏まえて発言をしてるわけですが、法律が80人ちゅうてから決めてる数字があるわけです、国の法律が。1人担当80人、今課長も言われた。これ何で80人って決めとるかということはどうなんですか、そういう今83人なり84人なりがオーバーしてるから、3人から4人オーバーしてるから、今私が述べたような実態があるんだというふうにはなかなか言えない点もあるかもしれません。たまたまその人が80人以下だったかもしれませんね。

しかし、実際そういう状況が生まれてるわけですよ。これは今部長が言われた課長以下一

丸となってというふうに言われてる問題と少しずれがあるというふうに思うんですよ。その点今後どうされる予定かをお聞きしたいと思います。

○ 児童社会福祉部長

委員が指摘されるところは十分私も認識はいたしております。法に基づくところの80人、これをきちっと遵守していくのが原則ということは自覚いたしております。今後ともその問題点は十分認識した中で業務を進めてまいりたいと考えておりますので、当面のところは御理解をよろしくお願いいたします。

○ 楡井委員

今ぜひそういう方向で頑張っていたきたいというふうには思うんですけれども、公務員であるがために残業は当たり前だというような発言もあったんですよね。これもどうかと思います。ちなみに、今年度の人事異動でケースワーカー何人か増えましたか。

○ 保護第1課長

増員にはなっておりません。

○ 楡井委員

お聞きのとおりですよ。これますます現有勢力でということになれば、残業がつく、残業せざるを得ない。すると当然残業手当が増えるということになっていくと思います。それで、それをセーブするためにサービス残業というようなことにもなりかねんと思うんですよ。自己責任というふうなことを言われていますから、自分が仕事をし切らんかったんやから残業上げまいというようなことになる方向にだんだん、部長が声を大きくして課長以下というふうに言うと、そうならざるを得ないんじゃないですか、それは指摘しておきます。

○ 道祖委員

法律で80人というふうに持ち件数が決まって、平均で83件になってると、法律は、それは80というのが上限なんですよ。ということは、それは法律違反してるということは指摘されれば、そのとおりになるんじゃないんですか。どうですか。法律違反、課長が法律上はということをおっしゃったので、現状は法律違反されてるという認識だということではないんですか。

○ 保護第1課長

委員が言われます法律違反というような言葉が当てはまるかどうかわかりませんが、私ども一生懸命保護の業務に頑張っておるわけでございます。実質このように年間数10件、件数が増えてきております。必然的に現在おられる被保護者の方にそれをそのままプラスすればオーバーがどんどんどんどん進んでいくような状況でございます。

しかしながら、先ほどからいろいろ申し上げておりますいろいろな施策を用い、自立助長、自立支援をしていく中で、持ち件数を減らしていく、自立していただくというような努力も重ねておるところでございます。そういう中で、それがプラス・マイナスが出たときに即法律違反かという、なかなか私もちょっと答えづらいところがございます。

○ 道祖委員

法律で定めがあるなら、定めに従うのが基本ですよ、公務員は。公務員が法律違反したら、誰が指導するんですか、だから、コンプライアンスということをお国を挙げていろいろな場面で言われてるんだとしたら、それは是正なくちゃいけないと思いますよ。するべきだと思います。幾ら精神論で言ったって、それはだめですよ。それは執行部のほうに強く、ここ市長も副市長もいらっしゃいますので、それは是正すべきだという意見を述べさせていただきます。

ただ、もう一つ参考までお聞きしたいんですが、ケースワーカーが49人で、1人平均持ち件数が83だと、過度な持ち数になっておる。

しかし、職員数は71人いるから、その部分において、例えば、課長なり課長補佐なりの人たちがその辺をフォローしてやってるというならばまだしも、言いわけはできるかもわかりま

せんけど、そういう体制になっておるのかどうか、なってるならば、部長が言うような答弁でも、ああ、なるほどと、足りないところは率先して管理職のほうで対応しておりますというならば、それは今市が行っている行財政改革の中の一環の動きとして、それは一部理解することはできますが、そういう実態ではないならば、私は法律違反は違反だと、法で定めているものについてそれに従ってないということはいかがなものか、増員すべきだというふうに思います。その辺はどう思いますか、課長なり部長なり、答弁をお願いします。

○ 児童社会福祉部長

質問委員のほうからも私の答弁の不適切な部分の御指摘受けまして、まことにありがたい御質問の提案いただいております。言われますようにケースワーカー49名おります。その上に係長職が、スーパーバイザーと言いますけども、これが7名、各係に1名おります。それと、第1課、第2課の課長もおります。私も含めた中で、私の場合は世帯数少のうございますけども、家庭訪問、それとか面接等の相談につきましても、課長以下、スーパーバイザー7名も一緒になった中で対応はさせていただいておるところでございます。

ただ、法に基づくとところの80名の持ち件数を超過おるといふようなところも含めて、本年度中にさらなる分析も必要かと思っております。資料の2ページに掲載させていただいておりますところの高齢者世帯、母子世帯、障がい者世帯、その他世帯、4分類出ておりますけども、世帯ごとに訪問回数の基準がまたございます。本市の場合の傾向としましてはどうしても高齢者世帯と障がい者世帯が多いと、そこら辺の訪問の頻度と持ち件数のバランスのところもあろうかと思っております。ぜひともそこら辺の分析等につきましては、今後とも厚生委員会の委員の皆さん方の御意見、御指摘等を踏まえた中で、本年度中、生活保護制度の件につきましては児童社会福祉部といたしましても、一番部としての大きな問題というところの中で今度進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○ 道祖委員

生活保護の実態は高齢者が多くなって、そして、不景気だということで増えていく傾向にあるんですから、だから、楡井議員が指摘しておりますように職員もロボットじゃないんですよ。人なんです。だから、当然法律で定められたものがあると思うんですよ。だから、過度な仕事をさせると、疲労して休業、お休みになるとか、いろいろなって、またほかの人に御迷惑かかる部分も出てきますから、今部長、今後検討するという事ですから、ぜひ検討して対応をよろしく願いしたいと思っております。

それと、ついでですから委員長、1つだけ私、厚生委員会に入ったのが久しぶりなものでちょっとわからんものがありましたので、ちょっとお尋ねするわけですが、2ページの資料で、飯塚市地区別被保護世帯の状況というのが出ております。米印に人口は県が示した保護率算定基礎人口であるというふうになっておりますね。これは他の資料によりますと、飯塚市の21年3月末の人口は13万3,600人です。世帯数は5万8,362世帯なんですよ。だから、これ県が示した保護率算定基礎人口というのは何ですか。

○ 保護第1課長

この分につきましては県が、毎月毎月市町村の人口は変わりますけれども、保護の率の統計をとるために国勢調査に10月1日現在の人口移動等々を勘案して、年度の統計のための分母となる人口を県のほうが定めてくる仕組みになっております。

○ 道祖委員

それは国調が10月1日で行われておるから、毎年10月1日の人口が示されるということですか、それとも国調時の10月1日の人口なんですか。

○ 児童社会福祉部長

数字の起点が平成18年度の国勢調査の人口になりますので、私のほうも担当部4年目になっておりますので、私からちょっと説明します。今度の国調が13万3,323人の国調人口

でありました。県はその後、飯塚市内の転入、転出、出生、死亡の数字を市が県に報告します。その数字を集計した上で、例えば、19年度が13万2,777人が飯塚市の保護率を算定するときの基礎人口というような定め方をします。ちなみに、本年度、21年度は、現在、13万1,484人という人口を定めた中での保護率の算出をさせていただいておるところでございます。

○ 道祖委員

口頭でそういうふうにも言われても、よくわからない。というのは、他のところもそういう算定で、当然隣接の市郡の保護率は出てきているんだと思いますけど、私どもは現実の人口に対してどれぐらいかというふうに考えますので、よくわかりませんので、もしよろしければ、そういうものがどういう考え方で出されてるというものがあるならば出していただきたいと思っておりますので、次の機会でも示していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:31

再 開 11:31

委員会を再開します。

○ 楡井委員

先ほどの49人のケースワーカーの人たちの中に臨時職員の人たちも含めてですよね。だから、正規職員は42人、臨時職員は7人、こういうことになってますよね。臨時職員の方たちは半年ごとに交代するんじゃないんですか、この人たちはずっと固定した臨時職員の方ですか、その点ちょっと説明してください。

○ 保護第1課長

臨時職員ということでございますけれども、人事課のほうと今言われます途中で切られると対応できませんので、1年間を継続して雇用するという関係の臨時職員でございますので、半年とかいうことで切れる職員ではございません。一応雇用の形態は1年間継続ということでございます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:33

再 開 11:43

委員会を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

○ 道祖委員

保育課に関してちょっとお尋ねしたいんですが、これは保育所の入所状況が出ております。それに関連してお尋ねしたいんですが、保育所の入所対象年齢がありますね、当然。ゼロ歳児から6歳児までですか、その全人口がどれぐらいなのか、そして、今後その数字はどういうふうに推移していくのか、おわかりになります。

○ 保育課長

就学前の平成20年度の児童年齢別人口調べでございますけど、0歳児から5歳児までが6,717名となっております。うち、公私立合わせて2,939人でございます。

○ 道祖委員

御答弁が、ちょっと時間がかかるようですから、次の機会に結構です。

今御答弁では、保育所の入所対象人口は6,517名で、ここの資料によりますと、私立・公立保育所に入所数は2,942というふうに理解してよろしいわけでしょう。現時点では、その数字がわかりました。少子高齢化と言われておりますので、今後その6,517名がどう

いうふうに推移していくのか。今お手元になれば——口頭で聞いても、私は余り記憶力がいい方じゃありませんので——できれば今後10年ぐらいでどのように数字が動いていくのか、次の機会が結構ですから資料としてお示しただければ結構です。できますか。

○ 保育課長

今、次世代の後期計画を行っておりますけど、その中で推計値を出しますので、その推計値が出次第、御報告したいと考えております。

○ 道祖委員

それはいつですか。次の機会なんですか。

○ 保育課長

できれば、6月議会が終わった後の閉会中の委員会には間に合わせたいと考えております。

○ 道祖委員

何でお尋ねしているか。次の計画があつて、それをつくるとか言ってますけど、次世代育成計画を合併前から持ってたでしょう。各行政は全部持ってたはずなんですよ。そして今日に来ているから、どっちにしろ、その数字をもとに次の計画を持っていくわけでしょ。何でこれを聞いているかという東保育園の民間委託とかいうことも、そういうものから発生してきているはずだというふうに私は理解しているんですけど。ですから、次の機会で——とりあえずと言ったら悪いけど——出せる資料はあるでしょうもん。

○ 児童社会福祉部長

委員言われますように、次世代育成支援対策行動計画の中での人口推計値というのがあります。現在、来年の1月末をめどに後期計画の策定の審議を現在やっておる状況でございます。過去、平成16年から20年度までの就学前の児童の数というのは、どちらかと言えば若干減りぎみではありましたけれども、19、20年度と、今度はまた伸んできとるわけですね。そこら辺の推計を、今コンサルのほうに試算させるようにいたしております。6月議会のときの委員会ではちょっと厳しいかなというところはありますので、7月の委員会の中で、そこら辺の資料もあわせて提出させていただきたいと思っております。それ前に何とかできましたら、その時点で、またお示しはさせていただきます。時間的には7月中に開催される厚生委員会の中で提案させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 道祖委員

飯塚市は統計資料をとっているでしょ。そしたら年齢分布も、人口動態というやつで出てきてるんじゃないかなかったですかね。そういうやつと、次の総合計画か何かつくろうとしているときに数字が大きく違う可能性があるんですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:50

再 開 11:52

委員会を再開します。

○ 児童社会福祉部長

後期計画の策定年度が22年から26年度になります。その推計値はございませんけれども、平成16年から20年度までの実績の資料については一応手持ちとして持っておりますので、必要であれば、その部分であれば提出することは可能でございます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:53

再 開 11:55

委員会を再開します。

○ 児童社会福祉部長

17年度に推計しました資料でよろしいということでございましたら提出させていただきます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:56

再開 11:57

委員会を再開します。

他に質疑はありませんか。

○ 楡井委員

時間をまたぐようになりますけど、いいですか。時間をまたぐと思うけど、いいです。

それじゃ、お願いします。去年の3月に、保育所の運営に関して規制改革推進3カ年計画というのが政府のほうから出されたと思うんですね。これは新しい仕組みというふうに、平易な言葉では言われておると思います。この新しい仕組みといいますか、この内容の特徴を説明していただきたいと思います。

○ 保育課長

先にお答えしますが、国が出しています内容ですけれども、本市の保育所の入所条件につきましては待機児童はおりません。したがって、政令都市の状況と違いますので、国が考えています新しい保育制度は本市には基本的にはなじまないと考えております。

それでは、規制改革のための3カ年計画改定、その改定の新たな検討項目は、保育制度においては保育所入所基準の見直し等でございます。

それでは、計画の概要について御説明いたします。1、目的として、行政の各般の分野について、既成のあり方の改革の積極かつ抜本的な推進を図り、経済社会の構造改革の一層加速をすることを目的としています。

2、規制改革の推進に伴う諸措置及び関連改革との連携として社会的安定機能の確保、公的分野の合理化・効率化、民間開放、自己責任体制の確立、情報公開等の徹底、事後チェック型機能に転換する新たなルールの増設、法体系の抜本の見直し、規制の実効性の確保、向上等の諸措置を実施する。連携として市場機能を発揮するための競争政策、各分野の改革と連携を行うものとされています。

保育分野においては、大きく3項目に提案されております。1、認定こども園の普及促進のための取組み、2、保育士制度改革。保育士制度改革の中に直接契約、直接補助方式の導入。2、保育所入所基準の見直し。3、保育所最低基準の見直し。大きく3として、さまざまな保育サービスの拡充の見直し等を検討するとされております。

○ 楡井委員

今の、条文か指示の文書かわかりませんが、いろいろ読まれましたけどね。私も、幸か不幸か保育園に通わせるような子どもはありません。ですから、なかなか理解しにくいんですけども。

職員の人たちの中には、今保育所に通わせている職員の方も多分おると思うんですね。今言われたようなことで理解がいくものかどうか。行政用語ですから、行政に携わっている人はそれなりにわかるかもしれませんが、一般の保護者の方たち、保育園に今からやろうかというような人たちについてはなかなか理解しにくいんじゃないかと思うので、もう少し、一般の人が聞いてもわかりやすいような言葉にかえて説明していただけますか。

○ 保育課長

これは直接契約という形になりますので、国の考えているのが保育園と個人の契約という形をとろうとして考えております。現在行っておりますのが、市が入所申し込みの決定を行っ

ておりますけど、新しい仕組みでは、保護者が市役所で保育の必要を示す証明書の申請を行い、これを受理した後に希望の保育所に入所の申し込みを行い、各保育所が入所を決定されています。保護者は、市と保育所の両方の手続を行うこととなりますので、入所手続に関する保護者の負担は増えてくると考えます。

また、入所児童の多い保育所の入所を希望する場合においては、入所申し込み時に、既に入所している児童が定員に達するなどして規定の入所児童の受け入れが困難な状況がありますので、この場合は保護者が他の保育所で申し込むこととなっており、保護者の負担は増えるものと考えております。

保育課といたしましても、新しい入所手続に変更された後も、公私立すべての保育所の入所状況を逐次把握して、入所可能な保育所紹介など保護者への情報提供、入所相談にも応じることとなり、各保育所に対しても不適切な入所決定が行われないように指導を行っていくような形になりますので、保護者の負担をできるだけ少なくしたいと考えております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 12:02

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

ほか、質疑はありませんか。

○ 楡井委員

課長の答弁を聞きよっても、もう少し、木で鼻をくくったげな答弁せんでさ、議員に言いよるんじゃないかって、実際の保護者の人たちに新しい仕組みの方針を説明するような答弁にしてもらえませんか。

今2回聞きましたよね。2回聞いた話の中でも、なるほど新しい仕組みちゃ、そげなるもんかというふうにはわからんのですよね。私も幾らか、いろいろな本を読んでみましたが、私が説明するなら、もう少し今の条文をかみ砕いて、説明が——全面的にはできませんけども——できるんじゃないかなと思うんですよ。もうちょっと答弁、わかりやすく話できませんか。お願いします。

○ 保育課長

本市の今の入所申し込みから御説明いたしたいと思います。まず、入所を希望される、1月ごろ行っておりますけど、入所を希望される保護者の皆様から入所申込書をいただいておりますけど、入所申込書をいただくときに保育所名を、第1、第2、第3希望まで記載いただいております。まず、私どもが行いますのは、最初に第1希望ごとの保育所ごとに分けております。

しかし、4月1日の入所率は定員の115%以内となっておりますので、各保育所ごとに分けますと115%を超えた保育所が出てまいります。その方においては第2希望のほうにお願いするような形になっております。今の段階では、第1希望には98.2%の方が入っております。第2希望では、わずか1.8%、54名です。第1希望が2,898人、第2希望以下が54名、1.8%でございました。

また、この54名の方には、各自、うちのほうから御連絡いただいて、今の入所されたところについては難しいので第2希望にさせていただきたいというようなお願いをして、御承諾をいただいた中で第2希望にいたしております。

それが、今回新しく国のほうがやろうとしていますのは、まず私たち市の保育課といたしましては、保育の必要性をするために、まず親が保育所に来られますけど、その人が保育に欠けるか欠けないかを（発言する者あり）証明書を出すような形になっております。その証明書を持って、保護者の方は自分の行きたい保育所のほうに行かれるという形で、またそこで決定すれば、保護者の方とそこの保育所とで公的な保育契約を締結するような形ということで、今度

の新しい計画では考えてあります。

○ 楡井委員

今のやつを、簡単に私の理解で説明させていただきますと。今まで、保育所に入れたいという人は申し込みをすればよかったわけですね。そうすると役所のほうが、あなたはここに行ってくださいと。第1希望、第2希望ありましょうけども。第1希望からはみ出した人のところにも相談に行って話をするという事です。

今後の、この新しいシステムの——これは一つだと思いますけども——新しい仕組みの一つは、私は保育園に入れたいというふうに申し込めば、わかりました、行ってもいいですよという証明書ももらって、そして自分が希望するところに自分で探しに行かないかんとこういうシステムになると。そして、そこで保育所と親が契約を結ぶというようなことになるということですね。

そうすると保護者の人たちの、自分たちで探さないかんとというような、もしそこがいっぱいに既になっていたらどうするかというようなことが生まれてくると、自分で探さないかん状況が生まれますね。今までは役所のほうが調整をして、こういうことですから、こっちに行ってくださいというようなことになったわけですが、それはもう自分で探さないかん。そういう意味で、保育園を自分で探さないかんという負担が生まれるということになりますね。

それから、先ほどの説明の中で負担増という言葉が2回出てきたと思うんですけども、1回はそういうことでわかりましたけども、もう1カ所の負担増はどういう内容になるんですかね。

○ 保育課長

同じ負担だと思いますけど。

○ 楡井委員

親の、保育所を探さないかんという負担が増えるということを2回説明したと、こういうことですね。

それで、こういうことになると、保育についての差別が、いろいろ出てくるんじゃないかなというふうに思うんですよね。確かに、人気がいいといいますか、そういう保育所にはたくさん申し込みがあると。そうでないところは定数に足りないというようなことが生まれてくるんじゃないかなというふうに思うんです。そういう意味では、保育所の施設というのがなかなか大変だと思うんですが、重要なことだと思うんですけども、保育所の施設などについて、いろいろ条例がある、法律があるんじゃないかと思うんですね。最低基準が決められている法律があると思います。この法律を紹介してください。

○ 保育課長

児童社会福祉法第45条に規定する児童社会福祉施設の設備及び運営についての最低基準でございます。保育所においてでございますけども、保育室の必要面積、屋外遊戯場、保育士の配置基準、調理基準、嘱託医、乳児関係室など最低基準でございます。

○ 楡井委員

保育所最低基準という別の法律があつて、第4条があると思うんですよね。それはどうなっていますか。

○ 保育課長

児童社会福祉法の45条に最低基準の制定等というのがございます。

○ 楡井委員

その児童福祉法に基づいて、保育園はこういうふうな基準でなければいけませんという基準が決められた法律が、また別にあるんですよね。もう御存じのことだとは思いますが、その基準では、年々、国と自治体の責任で充実させていかないかんということになっていると思うんですね、最低基準が決められていて。これは、もう古い法律ですよ、1946年ぐらいの法律ですから。そういうことから含めて、その基準をだんだん改善していきつつ、現在はそこで

決められている基準の170%ぐらいのところまで拡充が進んでいるというふうな話があります。

そこで、これは後からの関係も出てくると思うんですけども、眞如会というのが今度、新しい飯塚東保育所となりますが、後で報告があるんですよ、どうしますかね。

○ 委員長

楡井委員、できれば報告事項の中でご確認いただけますか。

○ 楡井委員

報告事項の中で、これ、お聞きしますかね。そういう基準があるということだけ確認をさせていただきたいと思います。

そういう意味で、これから次々に市立保育所が民間へ移譲されようというふうな方向でありますね、行革の方針で。今後、そういう保育実施の責任、これはどこにあるのかと。先ほど言われましたように、親と保育園が直接契約をするというようなことにもなるし、次々に民間へ移譲していくというふうなことになる、市長の言葉を借りれば最初は1カ所というようなことにも、飯塚市営は1カ所というような話も出ておったようなんですけども。そうなってくると保育という責任ですね、これが親との関係になるのか、市が持たないかんのか。その辺の責任の所在はどうなるのかということについて、ちょっとくどかったですけども説明してください。

○ 保育課長

保育の実績については、当然、飯塚市にあると考えております。

○ 楡井委員

それは民間、市立限らず、保育については飯塚市が全面的に責任を持つということですね。

○ 保育課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

そこで、先ほど言いました規制改革推進3カ年計画の中に、先ほど言われた3点の方向が示されているわけなんですけども、その3点とセットで、最低基準に関するガイドラインというのでも決められていると思うんですよ。そのガイドラインのことについて御承知だったら説明してください。

○ 保育課長

政府の地方分権改革推進委員会で平成20年12月8日に第2次勧告が行われておりますが、保育所や老人福祉施設等の各種福祉施設については、施設整備基準のあり方の見直しが勧告されております。今後は厚生労働省のほうで具体的な検討がなされるものと思います。

○ 楡井委員

ガイドラインということで示されている具体的な内容をお聞きしたいんですよ。最低基準を廃止をして、このガイドラインの方向で運営されていくんじゃないかと、それが示されているんじゃないかというふうに思いますので、そのガイドラインの内容を具体的に教えてください。

○ 保育課長

今言われているガイドラインについては、詳しい内容については把握しておりませんので。

○ 楡井委員

先ほど、るる説明のあった改定のやつとセットで、このガイドラインというのが示されていると思うんですよ。それが掌握されていないというようなことであれば、ちょっといかがかと思えますので。次の機会とかいうと、また、いろいろ次の機会があるんですけど、その中では示していただきたいというふうに思いますけど。

先ほど言いましたように当初の設置基準ですね、保育所の。それが170%ぐらいまで、今は拡充されてきているというふうに御紹介しましたが、それをずっと切り下げようという方向なんですよ、一つは。

いま一つは、資格の保育者、保育士さんが、今は100%、保育士の免許を持った人が保育に当たっておられると思うんですよ、正職員、臨時職員を含めて。これを6割まで——4割は無免許の人でもいいというような基準が示されているんじゃないかと思うんですね。そういう、言うなら大変な内容ですので、ぜひガイドラインというのも勉強しながら行政に当たっていただきたいというふうに思います。

私が、ひょっとしたら間違っただけを言ってるかもしれませんが、そういうことがあれば、また御指摘もいただきたいと思います。私の勉強の範囲ではそういうことになっておりますので、お互いに意見の交換をしながら進めていきたいというふうに思います。

いずれにしても、保育園の条件というのは、遊ぶことと食べることと寝ることだというふうに言われております。この遊ぶことと食べることと寝ること、これが、3つが同時にできるような条件を施設の面でも、広さの面でも確保せないかんというようなことだと思うので、この点はしっかり認識されているとは思いますが、お互いに認識を深めながら、こういう基準で今後の保育所運営の状況を掌握もしていきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

次に、保健福祉部について質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

先ほど概要というのを示しましたが高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、平成21年から23年というのが発表されましたので、その中からの問題と関連して、介護保険制度、3回目の見直しが行われておりますので、関連してお聞きしたいというふうに思います。

1つは、介護保険制度が10年目に入ります。この4月、スタートとなったわけですが、この4月に3回目の見直しが行われたわけです。この見直しに当たって利用者の方から、いろいろ意見というのか、不満とかも含めて寄せられておるんですけど。ヘルパーさんが、今まで1時間半来てくれたのが1時間になったとか、今までしてくれていたことをできないというふうに言われたとか、認定が下げられてサービスが受けられなくなったとか、料金に納得がいかないというようなことなどが、そのほかもあるんですけども、いろいろ不満の声を聞いています。

今回行われた見直しの特徴、これについて説明をしていただきたいと思います。

○ 介護保険課長

平成12年に導入されて以降、今回が第4期目、委員の言われますように3回目の見直しが行われておりますけども、今回の制度の見直し、大きな点で3点あっております。導入以来、初めての介護報酬のアップ、それから事業者に対する業務管理体制の見直し。具体的に言えば管理体制の整備、法遵守の規定とか事業を休廃止する場合の事前届け出制及び廃止する場合のサービスの継続化の義務化とか、それと外部評価、公表の見直し等が2点目であります。最後に3点目としまして、今言われます介護認定制度の変更という、この3点が今回の改正の大きな柱でございます。

○ 楡井委員

具体的には一番最後に言われた認定の変更ですね、このことについて、少しお聞きしたいんですけども。これは84項目、前回あったのが、今回は74項目に変更されています。減った項目と増えた項目がありますから、今言ったのは差し引きして74になったわけですが、8項目減ったわけですが、増えた項目、それから減った項目、それぞれ、その理由等について説明してください。

○ 介護保険課長

82項目から74項目に、8項目減っております。減りました根拠といたしましては、調査員が調査に行きますけども、調査の段階で、審査会の中で主治医意見書というのを参考指標といたしますけども、その主治医意見書でカバーできるもの、または要介護度数に差が出ない項目を14項目削除されまして、新たに、本来ちゃんと要介護の区分差が出やすいもの、把握が可能なもの等6項目が追加されまして、最終的に82項目から74項目になっております。

○ 楡井委員

先ほどの認定の変更ということで82から74になっておるわけですけども。その中で具体的にちょっとお聞きしたいと思うんですが、廃止になった項目で、腕を曲げたり伸ばしたりする関係で、ひじ関節、それから足関節というやつが廃止になってるんですね。この点について。それからもう一つは、電話の利用、これができるかできないかということでの設問といいますか調査項目、これも廃止になってるんですね。この3点は、認定をしていく上で重要な項目じゃないかというふうに思うんですが、この3点が削除になっている、この理由はどういうことでしょうか。

○ 介護保険課長

関節等の調査につきましては、主治医意見書より項目が上がっています関係で、国のほうから示された項目としまして、この項目がどの案件で削除されたとか、この項目が対象として追加されたかというようなはっきりした報告はあっておりません。ただ、委員の言われます関節等の分につきましては主治医意見書を徴取するようになっておりますので、恐らく主治医意見書と重複した案件ではなかろうかと思えます。もう一件の電話の案件につきましては、これは推測の域ですけども、多分、介護度の差が出ないという形で削除されたものと推測しております。

○ 楡井委員

お医者さんの見立ての中に、関節の伸ばし縮ましのことは入っているんじゃないかというふうな御指摘です。電話の関係では、介護認定度に差が出ないというようなことが説明がありましたけど。お医者さんの診断も大切なことですけども、調査員の方たちが実際、目で見てどうなのかということも非常に大切な判断の材料になるんじゃないかと思うんですね。

それから、電話のことで、どういう人たちが利用しようとも差が出ないというようなことはないですよ。耳が不自由な人、また手が不自由な人は電話を使えないと思うんですね。にもかかわらず、削除して項目に入れないというようなことは、これはよくないというふうに思います。74項目に減らしたやつに、そういうものが入っているわけですね。ですから、そういうことは指摘しとかないかと思えますし、これは実際の調査活動の中では判断の一つとして取り入れなければならないんじゃないかというふうに思うんですね。

それから、なぜ項目が一一減ったのが十幾つですかね、増えたのが6つありますから、14項目ぐらい、大きくは減っているわけですよ。6つ増えてますから、差し引きすれば、先ほど言ったように82から74にということになるんですけども。16項目減っている状況を、どういう理由で16項目減ったかというのは、指示か何か、あってるんですか。

○ 介護保険課長

先ほども申しましたように、これは国のコンピューター判定の中で用います指標でして、そこ辺の考え方の方針というのは報告を受けておりますけども、具体的に、先ほども申しましたように、この項目が、どの見直しの事由にしる派生して、削除並びに追加されたものかというのは市町村には報告はあっておりません。

○ 楡井委員

それでは、そういう選定の方針について、既に82項目についての選定の方針というのは、どういう形で来てるんですか。

○ 介護保険課長

技術的な問題で、我々もどう説明していいかわからないんですけども。選定方針として、4つの方針が明記されております。1つは、統計学的な分析から樹系図、これはコンピューター判定の中での考え方の分析に影響が出ないものは除外します。2点、回答に著しい偏りのある項目。例えば、1つの選択肢に回答が90%集中するような項目については除外。3点目としまして、調査員にとって判断が困難な項目については除外。4点目としまして、統計的な分析から予後を判断するのに適した項目については除外せずに継続するというような選定方針のもとに削除がされたものという報告までは受けております。

○ 楡井委員

今4つの点が示されたんですけども。3つ目にありました、調査員にとって判断が困難な項目は除外するというふうに、厚生労働省ですか、そちらのほうから示されている方向だということなんですけども。私は逆に、ここが一番大切などこじゃないかと思うんですよ。調査員が判断が困難な項目、これは、この項目をどう表現するか、ここは大切だと思うんですね。こういうところを入れとかんと、コンピューターは見ておりませんから判断しないんですよ。ですから、私は、ここにおたくたちからいただいた資料がありますけど、項目を調べに行って、項目について調査員の人たちがどう判断するのかという判定をした文章、そこが必要なんじゃないかと思うんですよ。

例えば、前回の3月議会でお聞きしたんですけど、非常に極端な例として御紹介したら会場のほうからやじが出ましたけど。重度で寝たきりの人、この人の移動についてどうかというふうにすれば、自立というふうにチェックするわけですね。それから、食物を飲み込めませんので、のどに穴をあけて、そこから流動食なり栄養を流し込むようなことで寝ている人もおると思うんですよ。この人たちに対しての食事の介助、食べるのを助ける介助、これが必要かどうかということについても、これは自立という判断なんです。そういうチェックリストになっているわけですね。非常に極端な話です。

なぜ、こういうふうなことが出されているのかということについては、先ほど言いました3番目の項目ですね。調査員の判断が困難な項目は除外と、これは絶対いかんと思うんですよ。お医者さんは、こういうことも当然知っておるとは思いますけども、実際の生活の場ではこういうことが、お医者さんの目が届かない状況も生まれているんじゃないかというふうに思われます。

ですから、今度の介護保険の見直しについては、このこと一つをとってみても、大変遺憾なところが多いんじゃないかというふうに思いますので、実際この介護保険に当たっているところでは、なかなか国の方針との絡みがあって、自分の仕事をしていくことに大変矛盾を感じながらやっているんじゃないかなというふうに、こちらも理解はできるわけですけども。こういう状況の中で、結局判定が下げられてきているということも、あちこちで生まれているわけですね。先ほど具体的な例、市民の意見の問題として聞きました。こういう認定基準を強めて、コンピューターでの分析ということを導入して判定基準をどんどん下げていくという状況について、これはどんなふうに担当課として考えておられるのかについてお聞きしたいと思います。

○ 介護保険課長

先ほど委員の申されました2点ほどの具体的な事例につきましても、マニュアルを詳細に読んでおりませんが、多分委員の言われるとおりでいいと思います。

介護度が下がっているかどうかという判断につきましても、国のモデル事業で言いますと6割方が現行のまま、17%が重度へ、20%が軽度へというようなモデル指標が出ております。新しい制度に入りまして1カ月ちょっとになりますけども、現在の市の状況を見ましても、大体52%ぐらいが同じ、24%ぐらいが上がって、同率24%ぐらいが下がるというような形で、大きな差異は出てないと判断しております。

今回の国の考え方もしかりなんですけども、今までの指標が正確につかめていたのかという

のが国の考え方でして、国としましても本来の介護度を正確に数値化するにはというような形で検討された結果と判断しておりますので、我々としましても国の指標のもとに判定を進めたいと考えております。

○ 楡井委員

これは介護度1、それから要支援2、ここに一つの大きい溝といいますか、これがあるわけですけども。介護度1ないし2、3、4とありますけど、介護という状況から要支援という状況になった場合のサービスを受ける違い、端的に説明していただきます。

○ 介護保険課長

ちょっと数字を覚えておりませんが、要支援2段階と要介護段階といいますと限度額が変わってきます関係で、たしか数万円ほどの差が出るはずですよ。

○ 楡井委員

一番はっきりしているのは、要支援になったら、いろんな施設が使えないんですよ。介護の1とか2とかになれば、いろいろ施設が使えますけど、ここに大きな差があるんですよ。

そうなってくると、当然お金にも——今言われたように——差が出てきます。国の負担も当然、介護度が高いほうが負担も増える。新しい見直しをするときの厚生労働省の数字が出ておりました。要支援1と要支援5が、それまで3対7だったと。要介護1が3、要支援2が7、こういう数字が3年前の調査の結果、出たと。これを5対5にせえという、数字、先にありきの関係で、先ほど言われているコンピューターシステムの変更もあっているわけですね。このこともしっかり理解して、行政に当たっていただかなければならないんじゃないかというふうに思うんです。

この結果、お金が84億円削減できるという試算まで国のほうはやってるんですよ。今度の見直しで、合わせて約380億円ぐらいのお金を浮かそうというのが、今回のねらいであったというふうに私たちは思っております。

また、今後、利用料が1割から2割に引き上げられようというふうにするというお話は聞いておられませんか。

○ 介護保険課長

一部新聞で、今委員の言われますように、国の予算として総額の予算を抑制する手法として、今言われました——介護認定の制度がそうかということ、どうかと思いますけども——2割の自己負担の想定というのは、一部新聞で聞いております。

○ 楡井委員

今でも、介護保険はなかなか使いにくいというようなことがあって、介護の社会化ということでスタートしたこの保険制度ですけども、さきの3月議会で介護保険の予算のときに反対討論をしたんですけども。やっぱり、今は介護あって介護なしというような状況が進められていこうとしている状況が生まれているんじゃないかというふうに思います。特に、この介護利用料が2割に上がるというような状況になると負担が増えていくということに——当然ですけどもね——なると思います。

これは、ここで聞いたほうがいいんじゃないかと思いますが、103%、介護報酬が引き上げられました。この103%の関係で、どのくらい負担が増えるのかと——利用者の——ことについての試算がありますでしょうか。

○ 介護保険課長

事前に御報告させていただいておりますけども、介護報酬が全国レベルで3%上がったとされております。これは今回の介護保険報酬の見直しの一環で地域性を勘案しろというような、指標の中で全国総平均として3%上がったということでありまして、飯塚の場合は、最終的に2.8%という報酬アップになっております。

具体的な報酬アップといいましても、一律に報酬が2.8%上がるというわけじゃございま

せんで、例えば考え方の一つとしまして、夜間業務とか看護体制等の負担の大きな部類について過重的に評価するとか、介護従事員の専門性、例えば有資格者の雇用。これは事の発端が、離職率が高くて人材確保が難しいというような、もとの原因のためにこういう指標が出とるんですけども。一定の勤続年数を雇用している、または常勤職員の割合が高い事業者等々勘案した上での個別の報酬単価が上がっているものでありまして、総じて2.8%上がったというわけじゃございません。

したがいまして、利用者の方に2.8%上がったかと言われれば、どう返事していいか、わかりかねますけども、状況によってはそうなるケースもございましょうから、総額的に2.8%利用者負担も上がるというように考えていただいとったほうがいいかと思えます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:41

再 開 13:41

○ 楡井委員

今の説明では、いろんな条件によってということですから、飯塚市で引き上げられた2.8%ですか、これがそのままサービスの内容によっては2.8%引き上がっているというふうには見られないし、ひょっとすれば、もう少し上がっているサービスもあるかもしれないというような内容だったんじゃないかというふうに思えますけども、そういう確認でいいでしょうか。

○ 介護保険課長

そのとおりであります。

○ 楡井委員

引き続き、先ほど発表されました介護保険事業の計画ということのほうに移らせていただきたいんですけど。済みません、概要というパンフレットがあると思えます。この概要のパンフレットの2ページ、6ページの関係で、介護サービスの質の確保というところがあるんですよ。質の確保というふうな文章になっておりますので、質の確保で施策が3つありますけど、具体性が全然示されてないわけです。この介護サービスの質の確保ということについての、具体的にはどういうことを、今後されていこうとしておるのかについて御説明願いたいと思えます。

○ 介護保険課長

質の確保として、サービス従事者の質の確保、ケアマネジメントの適正化、サービス事業者への指導及び監督というようなタイトルを上げておりますけども。

具体的に言いますと、例えば介護サービス事業情報の公開による質の確保。マネジメントの適正化という点では、ホームヘルパー、ケアマネジャー等の指導支援、そのほかに事業所みずからの自己評価、または県選定の評価機関に関する外部評価及びその公表、その他、市で実施しております実地指導、ケアプラン、介護相談員派遣事業、そのほか21年度から、先ほども第4期の見直しの中で説明させていただきましたけども事業管理体制の整備というような項目の中で、質の確保を進めていきたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

今言われたような内容では、実際利用している、介護を必要としている人たちのところでの質の向上というところには、なるんですかね。今言われたようなところでは、なかなかそういう質の向上にはならないんじゃないかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。例えば、ヘルパーさんが1時間半来ていたのに、1時間になったとかいうようなことで言えば、これは当然、質の低下、サービスの低下ですよ。その点、どうでしょうか。

○ 介護保険課長

極端な話、ヘルパーさんが短縮されたというようなケースは具体的に発生しているのかなとは思いますが、今言いましたのは、保険者での施策でしょうけども。国の施策として、今回の介護報酬の見直しというのも、例えば先ほど申しましたように夜間の体制の強化とか、従事者の一定以上従事している方に対して重き評価をするというようなところを含めまして、質の確保の方向へ進んでいるものと考えております。

○ 楡井委員

水かけ論的なことになるんじゃない、質疑が、余りおもしろくないんですけどね。ここに、こういう計画が出てますけどね。総なべて、机上の空論とまではいきませんが、具体性が全然ないんですよ、ほかの事業も含めて。

だから、全体としては、先ほどから質疑してきましたように、国の方針に基づいてサービスの質が低下してきているわけですよ。ですから、介護の社会化ということを出しているにもかかわらず、介護の社会化が進んでないというのも一面あるんじゃないかと思うんですよ。これは、また後で聞かせていただきますけども。

そういう状況ですから、この計画の進行状況は、逐一議会に報告するというようなことにはなるんでしょうか。

○ 介護保険課長

基本的に、この計画の進捗管理につきましては、先ほど所管事務の調査の中でも説明させていただいておりますけども、10ページの高齢社会対策推進協議会のほうで毎月報告しながら、進行管理に当たるといようなことになっております。

○ 楡井委員

その審議会のほうへの報告であって、議会のほうにはないということになるんでしょうか。その際、文書でも、こういう進捗状況の冊子でも、議会のほうへの報告というのはあるんでしょうか。

○ 介護保険課長

数字として、指標として表示できるものが事業としてあるかどうか、ちょっとわかりかねますけども。委員さんが求められれば、それにかかわる数字等として、あらわせるものについては提出できるものと思います。

○ 楡井委員

委員会——正確に言い切らんで申しわけないんですけども——その委員会に提出する資料、当然ありますよね。進捗状況を報告すると、今言われましたから。その資料を、そっくり我々にいただくというわけにはいかないんですか。

○ 介護保険課長

別に非公開ではございませんので、可能だと思います。

○ 楡井委員

ぜひ、それもいただくことにいたします。

次に、基盤整備、先ほど言ったサービスの具体的な内容として、今、国が進めていっているのは療養病床の削減ということがありますでしょう。そして、このパンフレットの中にも、3ページですけども、療養病床の再編成への適切な対応というふうなことが書かれているわけですね。その上に介護サービスの基盤整備というふうなことが書いてあるわけですよ。それで、療養病床再編成への適切な対応というふうにあるんですけども、これに対する具体的な方向といたしますかね、これが示されていたら、お知らせください。

○ 介護保険課長

療養病床の国の計画から、ちょっと御説明させていただきますけども——療養病床です、失礼しました。療養病床といいますのは、主に長期にわたる療養を必要とする方々を入院させるための病床でございまして、根拠法が、医療保険に適用される医療療養病床と、介護保険が適

用される介護療養病床がございます。現在、全国で医療療養病床が25万床——約でございますけれども——介護療養病床が約13万床あるとされております。国におきましては、この療養病床自体が医療の提供がかかわっているケースが50%じゃないかというような指標のもとに、総計としまして38万床の療養病床を、最終的に医療療養病床を15万床にしようとする方針、たしか23年度だと思っておりますけれども、方針が打ち出されております。

○ 楡井委員

結局、38万を15万にするということ言えば23万になるわけですが。この中で療養型が13万というふうに言われましたですね。この13万を全廃にするという方向じゃないんですか。

○ 介護保険課長

表では38万床から15万床の療養病床という表現がされておりますけれども、具体的に言えば38万床の療養病床を医療療養病床15万床としまして、差し引きの23万床につきましては老人保健施設、もしくは特別養護老人ホーム等への転換を図った上で、総額を確保しようというのが国の方針でございます。

○ 楡井委員

いずれにしても、38万の医療関係、介護関係の病床を15万にする。医療型10万、介護型13万、これを全廃するというのが、その方向だと思うんですよ。この数字を飯塚市に当てはめた場合、具体的な数字として御報告ができますか。

○ 介護保険課長

国の方針をもとに、県でも地域ケア構想という医療計画を立てております。その中で福岡県の数値で言いますと、現在、医療療養病床が1万7千床、介護療養病床が7千床、計2万4千床を、医療療養病床約1万5,500床という計画でございます。差し引きの残りにつきましては、国の計画に合わせまして約8,500床になりますけれども、老人保健施設等への転換を図ろうというような計画が立てられております。

飯塚市の現状につきましては、市内に介護療養病床が1カ所100床ございます。今現在、どういう方向に進まれるかというようなことを、事業の地域ケア構想の推進が県の所管になりますけれども、県のほうでの調査された段階では、飯塚市にあります1施設につきましては、まだ転換先を明確にし切れてないような状況でございます。

○ 楡井委員

いずれにしても、飯塚で1施設100床というような状況でありまして、そういう意味では、今後これが進められていくということになれば、介護難民と言われるような状態をつくるということになるんじゃないかと思うんですね。そうすると、勢い、介護が在宅ということになります。また、そういう方向も今、推し進められようとしています。この在宅介護ということになった場合、いろいろ問題が生じているわけですが、特に男性の介護が最近増えてきているという状況も言われておりますし、これは男性だけではないんですけれども、介護のために仕事をやめなければならなくなったというような人たちが全国で14万人おるというふうに数字の報道もあっています。このことは当然御承知のことだと思いますが、在宅介護には、経済問題が大いに絡んでくる状況があるというふうに思いますが、そういう認識はいかがでしょうか。

○ 介護保険課長

在宅介護につきましては、介護度に応じた上限額のうち、ケアマネジャー等が作成しますケアプランをもとに、利用者と事業者の中で契約されるものだと考えております。確かに、料金体系がどうかと言われれば、一概に高いとは言い切れないところもありましょうし、計画策定の前段階とした高齢者実態調査の中でも、確かに利用者の方にとっては負担増というようなことのウエートが高かったように思いますが、我々としては適正な価格でというよ

うな形で考えております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:55

再 開 14:05

委員会を再開します。

ほか、質疑ありませんか。

○ 楡井委員

それでは、この項の最後になると思います。先ほど言いましたように、介護で男性がかかわった場合だけには限らんとおもいますが、家庭介護ということになった場合、経済的にという話をしましたけど。今、課長のお話では利用料のことだけに触れられたんですけど、やっぱり仕事をやめないかとか、それから仕事をやめなくても、出張を取りやめないかとか残業をされないかという条件が生まれてくると、家庭の収入にも大きく響くんですよ。そういう問題も含めて経済的な問題が発生するというふうに考えたわけですけども。そういうことも含めて理解をして行政に当たっていただきたいというふうに思います。

それで質問の最後のところになるんですけども、介護報酬が103%引き上げられた、一般的に。飯塚市では102.8%というようなことでしたけども。これが引き上げられて、新しく、きょうわかったことは一律に2.8%じゃないよと、場合によっちゃ、もっと高いやつもあるし安いやつもあるよというようなことが言われました。いずれにしても、押しなべて言えば102.8%ということになったんでしょうけども。

本市が直接雇用している地域包括支援センターというんですかね、ここに、この間の予算書では20人の臨時職員が配置されているというふうになっていたと思います。これを、そのときに正社員にしたかどうかというふうにお話ししたんですけど。先ほどの介護サービスなり基盤整備の話にこれを戻せば、例えばサービス従事者の質の確保というふうなところに、今の労働条件を改善してあげると。今でも意欲を持ってやっておられると思いますけども、もっと意欲を持ってサービスに当たられるんじゃないかとか、それからケアマネジメントの適正化というようなことについても、ケアマネさんの品位をもっと引き上げてあげるとかいうようなことを含めて、この20人の臨時職員たちを正規の職員に引き上げるということも一つの方法ではないかというふうに思うわけです。簡単に今103%と言わせていただきますけども、103%の報酬引き上げが、飯塚市の場合、直接に雇用している臨時職員の待遇にどのように反映しているのかについて御答弁願いたいと思います。

○ 高齢者支援課長

地域包括支援センターの嘱託職員は技術職として位置づけておりますので、事務職の嘱託賃金より高く設定をしております。このようなことから賃金の改定は、今回は行っておりません。

○ 楡井委員

技術職なので、一般職といいますか、そういう職員の人たちよりも賃金が高いと。この臨時職については、そういう待遇になっているようですね。

そうすると103%、診療報酬が引き上げられて、利用者には負担になったんだけど、報酬引き上げのもとの理由は介護従事者の待遇を改善するんだということだったと思うんですよ。それが103%引き上げられて利用者負担が増えたにもかかわらず、そういう介護従事者の待遇改善にはなっていないということなんじゃないでしょうか。それだと103%、利用料負担が増えて内容は変わらないというようなことになるんじゃないかと思うんですが、その点ではいかがでしょうかね。

○ 高齢者支援課長

地域包括支援センターの嘱託職員につきましては、介護予防プランサービスを作成している

ものであります。まず包括支援センターの職員の賃金の設定につきましては、私ども職員の本俸をベースに算定しておりますので、確かに御指摘の介護報酬の引き上げが繋がっていないのではないかとございますが、まず、先ほどありましたサービスの質の確保という部分で、当然ケアマネジャーたちは資質の向上に努めておりますし、利用者の方増えの適切な——本人の希望等を聞き入れまして——介護予防プランの作成に当たっておりますのでサービスの向上にはつながっておりますし、また賃金の面におきましても3%のアップにかかわらず、もとの高いと言いますとちょっと語弊がありますが、賃金につきましては一定額を確保しているものと考えております。

○ 楡井委員

まとめさせていただきます。この介護保険パンフレット、この計画、これがずっと整備といいますか、進行計画が実行されていくという内容としては、確かに今は国の法律があって、なかなか大変な状況だということはおわかりいただけますけれども、その国の法律を前提にして立てられた計画だと思うんですね。そういう意味で、先ほど言いました介護型のベッドが全廃になるとか、医療型のほうも大きく減らされるというような状況の中で介護難民と言われるような人たちが出てくる。そうなってくると、家庭介護というのが強まってくる。その家庭介護の中には経済的な問題も含まれてくるという関連が出てくる。103%、せっかく引き上げたのにもかかわらず、それがうまく利用されていないというような状況がありますからね。

その中で、さらに27年ですか、ここでは桜の園が廃止になると、民間移譲になるというようなことになると、飯塚市としての基盤整備というのが、果たしてしっかり見えてこない状況が生まれてくるんじゃないかというふうに思うんですね。

ですから、そういうことを今後我々としても注視をしながら、この介護保険事業計画の、さらには高齢者保健福祉計画のほうも含めてですけれども、進捗状況を注視していきたいというふうに思います。ぜひ、この基盤整備という点、この点をしっかり認識しながら行政に当たっていただきたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 柴田委員

介護の件でお尋ねいたします。今、高齢者が本当に、日々というか年々増えていっている時代でありますので、大変、介護の担当の方々も多忙な日々ではないかと思っております。

その中で、私は、この数年よくお聞きするのは、飯塚市における介護の認定、査定されるというんでしょうか、認定が大変厳しいということも、もう何度も今まで耳にいたしました。今まで、旧飯塚市の折もそういう状況はありまして、それによって介護の運営というんですか、そういうことが成り立ってきたということもお聞きして、そういうこともあるのかなというふうに理解もいたしておりました。

今回、ある脳梗塞の方、Aさんと申しますが、脳梗塞になられて1月に退院なさった。そのときは介護3の状況で自宅に戻って来られたという状況があります。その後、介護の認定というんですか見直しがあるというのは、どのくらいの後にあるのか。その部分、ちょっとお尋ねいたします。

○ 介護保険課長

基本的に言えば初回の介護認定の期間というのは、基本的には6カ月ですけれども、病状、状況によっては、最短3カ月の設定もございます。委員の言われますケースの場合は、初回の期間が何カ月だったか、ちょっとわかりませんが、最初は最低6カ月からのスタートです。

○ 柴田委員

その方は、たしか3月ごろに介護3から要支援2になったということで、3月から、私がお会いする4月までの1カ月間は、その当時、脳梗塞の後ですので左手が不自由で、足もちょっ

とおぼつかない状況でいらっしゃいました。それでデイケア施設に週に4回行って、おふろに入ることができ——ひとり暮らしの方です、この方は。生活保護をいただいて、ひとり暮らしの方なんです——週に4回、デイケア施設でおふろも入れて、とてもそのときはありがたかったと。

その後、3月過ぎたときに再度認定があつて要支援2になって、週2回しかデイケアに行けなくなったと。おふろも週4回行ったときには入れたけれども、週2回になって、週に2日しかおふろに入れない。ひとり暮らしの方ですので、体が不自由でいらっしゃいますので、当然おふろに入るといふことも難しい状況ですね。それで、再度申請をしたと、4月の中ごろに申請をされました。そのときに結果はどうだったのかなと思つたら、変わらずに要支援2ということで。今から夏になるのに、おふろに、なかなか一人では入りづらい、そういう後遺症がありますので。

そういう状況で、このときに思うのは、その方のひとり暮らしの住まいという状況の中から、そういうデイケア施設に行かれることによって元気にもなつていかれると思ひます、すごく。そして、そこでお昼等を食べて、ひとり暮らしですから、すごくそれはありがたいことじゃないかなと思ひますね。そして、おふろにも入れるというそういう状況を、要支援2という状況になられたでしようけれども、そういうデイケア施設等に通える方策をとつていただきたいと思ひます。今から夏場になって、この方はどうされるのかなという思ひがあります。

そういうひとり暮らしの方の状況と御家庭に家族がいらっしゃる方の状況の介護の認定度という状況も、やはり考へていただくなり、今後その方がどうやったら、よりよく生きていけるかということを取り組んでいただきたいなと思ひます。紋切り型に、要支援になったから、もう2回しか行けませんよと。じゃあ、この方の今後の毎日の生活はどうなつていくのかということ、ぜひ考へていただきたいんですが、いかがでしようか。

○ 介護保険課長

介護度を審査します審査会においては、個人さんの調査項目のデータと主治医さんの意見書と、それと介護調査員が行きましたときに特記として記載します案件を記載しました上での審査会での判定という話になります。委員が言われますように、本人さんの希望とか、そこ辺の事情を勘案する項目は、はっきり言ってございませんので、個人さんの介護度を判定した上で、その介護度に応じたプランを立てていただいた中で対応していただくしか、今のところ対応ができかねますので、そのこのところ、ちょっと御理解をお願いしたいと。

○ 柴田委員

そこが少し飯塚市にとって、その御家庭の状況とかによつて、その方がよりよく生活ができるように、そういう取組みをしていただかなければならないと思ひております。そういうことで、何とか認定も厳しいという状況の中で、いろいろ運営的に成り立っていく状況はあるのかもしれないけれども、そこに心ある温かいものを、ぜひ反映させていっていただきたいというのが、今からの高齢者の方々の住まい方ではないかと思ひております。

これから、そういう家庭の、その方がどのように過ごしていらっしゃるのか。先ほど申しましたように、そういう麻痺のある方がどうやっておふろに入るのかという状況を考へていただきまして取組みを——一人一人のことを考へていくというのは大変なことかも知れませんが、市は本当にいろいろと考へてくださつていふような状況をいただくような、そういう介護の取組みをお願いしたいと思ひます。ぜひ、そのことを要望して質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

お諮りいたします。所管事務の調査については調査終了といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、所管事務の調査については調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から6件について報告したい旨の申し出があつております。報告を受けることに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市立飯塚東保育所にかかる民間移譲候補者選考結果について」及び「飯塚東保育所保護者説明会について」、以上2件について、一括して報告を求めます。

○ 保育課長

飯塚市立飯塚東保育所の民間移譲候補選考結果について御報告いたします。

飯塚市立飯塚東保育所の移譲先法人の申請受付を平成21年3月13日から3月19日の期間で行いました。その結果、飯塚市内で認可保育所を運営している2法人の応募がありました。公立保育所運営検討委員会で、飯塚市立飯塚東保育所の民間移譲の候補となる団体の審議を重ねた結果、社会福祉法人眞如会が適当であると決定し、平成21年4月15日に市長に対して答申が行われました。飯塚市といたしましても、この答申を尊重し、移譲先法人と決定いたしました。

今後は、児童や保護者の不安を取り除くために、社会福祉法人眞如会、保護者会、飯塚市の3者による協議を十分行い、民営化を円滑に実施できるように相互理解に努めてまいりたいと考えております。

それでは、お手元の答申書の御説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。選定協議の中で、各委員から次のような附帯意見が出されました。移譲までとして、1、引受法人、保護者会、市保育課の3者による協議を行い、相互理解に努めること。2、移譲の条件を尊重し、十分な引き継ぎを行うこと。移譲後として、1、保護者会の意見を尊重し、従前の保育内容や行事を継続すること。2、新たな事業を行う場合は十分に保護者会の理解を得るとし、必要に応じて市（保育課）も加えて協議を行うこと。3、地域とのつながりを大切にした保育所運営を行うこと。4、保護者の同意を得ずに新たな費用負担を求めないこと。5、施設認可に関する変更については、市（保育課）の承認を得ること。

3ページをお願いいたします。選考の結果につきましては、記載していますように審議会を6回開催しております。

4ページをお願いいたします。審議における基本的な考え方として、民間移譲の候補の選考に当たっては、現在運営されている保育園に対する評価でなく、飯塚市立飯塚東保育所の移譲先法人を選考するという視点により、提案書、財務書証、保護者に対するプレゼンテーションの内容、ヒアリングの質疑を参考にしながら、次の基準を照らして審議が行われました。1、理事長及び新施設長が保育に対する熱意、児童の安全確保に対して高い意識を有していること。2、保育内容や行事を継続し、延長保育等の実施が可能であること。3、職員の採用計画や臨時職員の採用を含めた移譲時の子どもや保護者の不安に対する対応が十分可能であること。4、保護者会の意見を反映させる姿勢があること。5、安定した経営基盤があり、適正な収支計画が示されていること。6、選定評価基準は33項目、400点満点とし、280点を基準として採点を行う。

5ページをお願いします。選定評価基準につきましては、1、保育所運営について、2、保育所内容について、3、職員について、4、保護者・地域に向けた取組みについて、5、財務状況等について審議いたしました。飯塚市立保育所移譲申し込み概要につきましては記載のとおりでございますので、説明については省略させていただきます。

続きまして、飯塚市立飯塚東保育所保護者会説明会について御報告いたします。

飯塚東保育所保護者会の方に、飯塚市立東保育所にかかる民間移譲候補の選考について、経過報告を兼ね説明会を平成21年4月21日午後6時より行いました。出席者は、保護者60世帯のうち14世帯17名、移譲先法人真如会4名、飯塚市5名の出席です。先に民間移譲候補選考の経過報告をし、今後のスケジュールや引き継ぎ期間等の概略を説明した後に、保護者の方に質問を受けました。

主な質問内容とし、延長保育を行うときの料金はどのようにするのかとの質問に対して、真如会から、保護者の皆さんと相談しながら決めたいと答えられました。

自分の子の誕生日に保護者が参加することはできませんかという質問に対して、保育課から、基本的には飯塚東保育所のやり方を引き継いでいただいて、今後、保護者の皆さんと真如会、保育課も加えて3者協議を行う中で、変えられるべき点は変えるということで御理解くださいと答えています。

また、子どもを預かる側として、子どもたちにとって一番必要なものは何だと思われませんかという質問に対し、真如会から、よりよい保育環境をつくるのが大事だと考えます。具体的には、子どもたちがみずからやる気を出すような環境づくりや、お互いの信頼関係を築くことだと考えますと答えております。

その後は質問や意見が出なかったため、今後は保護者会代表役員の方々と真如会、保育課の3者で話し合いを行って、その結果については、後日プリントで全保護者にお知らせするやり方で進めることで閉会いたしました。

以上、簡単でございますが御報告とさせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

簡単なことで申しわけないんですが、3点お聞きさせていただきます。

1つは、この真如会というのは、先ほど所管事務調査の資料で出されております私立保育園のどの保育園なのかということ。それから、先ほど質問を保留しました、保育園を運営していくためのいろいろな基準ですね、これが真如会で全部クリアしているのかどうか。それから、採点の表が一番最後のページにあったと思いますが、網かけしている部分がありまして、この網かけ部分は重点項目だということで点数が多いわけですけども、例えば真如会の一番上の保育所運営についてという83点のうち、3番の網かけ部分が何点に当たるのか。76点のうち、(1)(2)が何点に当たるのか。そういう得点に対する網かけ部分の点数を教えてくださいと思います。その3点です。

○ 保育課長

真如会は飯塚市で言いますと明星保育園でございます。定員は200名、所在地は飯塚市柏の森535番地の3の1でございます。21年4月1日現在199名で、入所率99.5%でございます。保育所認可基準であります保育室の必要面積、屋外遊戯場、保育士配置基準、調理配置基準、嘱託医、乳児関係室などの最低基準は満たしております。

網かけの分につきましては20点の内訳ですけど、これについては保護者が不安に思われることや、保育所運営について市から条件を提示している分については点を高くしております。(発言する者あり)網かけの部分が20点で、網かけでない部分が10点ということでございます。

今議員言われています項目別の、一つずつの網かけの分の点数は何点やったかについては全体的でしか報告しておりませんで、1項目1項目についてはしておりませんので、よろしくお願いたします。

○ 楡井委員

例えば、保育内容についてという2番の項がありますよね。これは1番と2番に網がかかっていますから合計40点になるわけですよ。この40点というのが、眞如会の得点76点でしょう。この76点のうち何点、この重点項目が占めているのかなというのをお聞きしたいんですよ。それは報告できないということですか。

例えば、網かけでない部分の点が高く、網かけ部分の得点が低いというようなことになれば、重点項目では得点が低い、重点項目でないところは得点が高いというようなことになると、ちょっとおかしいと。やっぱり、採用したところは重点項目もきっちり得点が高かったというふうなことを証明していただかなきゃいかんわけですね。お願いします。

○ 保育課長

指定管理のほうも同様でございますけど、1の保育所運営について、2、保育所内容について、3、職員について、4、保護者・地域の取組みについて、5、財務状況についてということで、この中で出しておりますので、議員言われますように一つ一つの項目については点数は上げておりませんので、御理解をよろしくお願いたします。

○ 楡井委員

おかしな話ですよ。例えば、財務状況というのがあるでしょ。53点と47点なんだけど、1項目は何点、2項目は何点、3項目は何点という形で、合計53点になったというようなふうにしか点数はつけられないんじゃないですかね。例えば、財務状況は6項目ありますよ。そして53点ですよ。この53点のうち、2から6までが10点満点で50点になります。そういうふうなことを考えて、1項目は3点しかとれなかったということになれば、安定的な経営基盤、資金の確保は十分であるかという、十分でないという判定になるわけですよ。そういうことを判定するために、この網かけをやっているわけでしょうから、その網かけ部分が、この得点のうちの何点に当たるかというのは、きちんと報告してもらわんと、我々としても判断が苦しいというふうに思いますけど。

○ 保育課長

今、議員御指摘でございますけど、確かに点数は、当然1項目1項目、全委員によって審議して決定いたしております。そして、網かけの部分については最高点が20点、網かけでない部分が10点で、33項目、1項目1項目していった中で点数をつけておりますけど。今言われるように、例えば財務状況にいたしますと法人の財務状況の中で公開できない部分などもありますので、この部分については一くくりの中で公表させていただいておりますので、御了承お願いたします。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 14：35

再 開 14：40

○ 楡井委員

繰り返し質問になりますけども、網かけ部分のところは得点のうちの、例えば295点、総得点。このうち、網かけ部分のところの点数は何点を占めるのかと、これをどうしてもお聞きしたいわけですね。このことについて説明してください。そして、どうしても公表できないというようなことであれば、また次善の手を打たないかんということになります。よろしくお願いたします。

○ 児童社会福祉部長

昨年は、公立保育所の民営化の選考結果の報告は、鯉田保育所を報告させていただいております。そのときと基本的には同じ出し方をさせていただいております。

一方、市の公の施設の選考委員会の結果も、先に選考しておりましたので、現在出させております答申書の点数の記載内容、選考分野ごとの小計の点数をずっと上げさせていただいております。これは公の施設の選考結果と同様な資料の提出をさせていただいておりますので、今後、各項目の点数も公表すべきやないかという御意見かと思っておりますので、関係部課と、また今後調整した中で、次回の提案のときには考慮してまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○ 委員長

ほか、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、御了承願います。

次に、「新型インフルエンザの対応状況について」、報告を求めます。

○ 健康増進課長

新型インフルエンザの対応状況について御報告いたします。

まず、4月24日の金曜日に、WHOが、アメリカ、メキシコでの豚インフルエンザの人から人への感染をしていることが公表されております。

4月26日日曜日に、嘉徳保健福祉環境事務所より県の相談窓口の体制について連絡を受け、翌27日月曜日に、飯塚市ホームページに豚インフルエンザの情報を掲載しております。

4月28日火曜日に、豚インフルエンザに関する臨時庁議を開催し、今後の対応について協議をいたしております。

5月1日金曜日、5月2日以降の市の電話相談窓口の開設を決定し、あわせて国内感染した場合の飯塚市の発熱外来の設置場所及び問い合わせ先の周知について、臨時の隣組回覧をいたしております。

5月16日土曜日午後1時半に、厚生労働省の新型インフルエンザの国内感染の発表を受けまして、市長を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置し、警戒態勢をとり情報収集に当たっております。

翌17日日曜日8時半より本部会議を開催いたしまして、市民への周知として隣組回覧、自治会放送、ホームページによるお知らせをする、新聞報道機関への依頼をする、公共施設におけるお知らせ文の掲示、学校、幼稚園、保育所等による保護者へのお知らせ文の配布をするように決定いたしまして実施に当たっているところでございます。周知の内容といたしまして、発熱相談窓口について、発熱外来の設置について、感染予防対策についてとなっております。

県内発生した場合には、施設イベント等の取り扱いにつきましては対策本部で対応策を決定することとしまして、詳細については、現在取りまとめを行っております。

なお、本日から開催されております車いすテニス大会につきましては、入場口におけるマスクの配布、消毒液の設置など、新型インフルエンザの感染に注意しながら開催されることとなっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

○ 楡井委員

このインフルエンザの菌は、今度のやつは弱毒性と言われてますよね。弱毒性というのはどういうことなのか、おわかりでしたらお聞かせ願いたい。今、弱いという話が——弱いという字が書いてありますから弱いでしょうけども。今朝のラジオでは、単に菌が弱いということではなかったような感じがするんですけど。

○ 健康増進課長

私も新聞報道等の中の情報でしか存じ上げておりませんが、従来の鳥インフルエンザで強毒性という発表がございますけども、それについては致死率が高いということで、今回の新型インフルエンザにつきましては、通常の季節性のインフルエンザと同様の死亡率といえますか、低いということで弱毒性であるというふうに聞いております。

○ 楡井委員

それ、違うんですね、私が聞いたのは。弱毒性というのは、感染する部位が少ないというところで弱と。菌の力が強いから強毒性、弱いから弱毒性というんじゃないんですよ。つまり、今度のやつは呼吸器官からしか感染しないそうなんですよ。だから、マスクが非常に有効だという話を聞いてます。

きょう、職員の人に何人か聞いたら、通勤の途中でその話を聞きましたという人もおられましたんでね。ちょっと、この辺はきちんと確かめんと対応を間違う。私も、今までそげん思ってたんですね。そげん、ばたばたすることはねえっちゃねえかと。菌が弱いから、そげん死ぬことはねえよというふうに。人には言いませんでしたが、今、初めて言いましたけど、そう思っていました。ところが、違うそうですから、ぜひ確かめて、今さっき言われた対応をきちんとやっていただきたいなと思います。

それから、発熱センターは体育館に設置してるんですかね。この時間を夕方までというふうなことを聞いてますので、果たしてそれでいいかどうかという問題と、それから福岡なんか大きいところはそうですけども、同規模の大牟田市民病院、あそこが対応する病院になっているそうなんです。飯塚の市立病院はそうになってないので、そういう措置をとる必要があるんじゃないかなというふうに思いました。

もう一つは、先ほど問題になりましたヘルパーさんですよ。この方たちは、相当いろんなところに入りますと思うんですよ。この人たちはどのような対応をとっているのかなというふうに思います。

いま一つ、先ほど報告のありました車いすテニス大会ですけれども、広範なところから選手の方、応援の方、その他がお見えでしょうから、現在、発生源がまだ特定されていないという状況の中で、これに対する防止策、マスクの配布というのを言われましたけども、果たしてそれだけでいいのかどうかということと同時に、先に聞きました発熱センターの受付時間。これは車いすテニス大会があっている間でも、24時間、相談体制をとるべきじゃないかというふうに思うんですが。ちょっと多くなりましたけど、その点お願いします。

○ 健康増進課長

発熱外来の設置場所につきましては、当初、飯塚市第1体育館を予定しておりましたが、今回の新型インフルエンザが弱毒性ということで、県の総合庁舎の横の旧保健所になりますけども、1階のほうに設置をいたしております。診療時間につきましては、平日が9時から5時まで、時間外につきましては初期対応の医療機関といたしまして福岡県の済生会福岡第二病院、飯塚市立病院、飯塚病院が発熱外来の、引き続き時間外は受け付けるような形になっております。

あわせて、相談窓口の時間帯でございますが、今回、嘉穂保健環境事務所が、従来、土日はやらない形になっておりましたが、午前9時から午後5時までは受付を、土日も含めてやります。県保健衛生課が、24時間体制で土日を含んで受付をやっております。

車いすテニス大会についてですが、大会事務局と協議をさせていただいた中で、中止も含めた中での検討で、現実にはマスク等をボランティア、選手に毎日配布する。消毒液等を各会場、宿舍等に配置する。あとは発熱の状況を把握していただいて、必ず本部に連絡していただく。それも保健所と連絡を取り合ってやるようにしております。また、観客の皆さんにもマスクをつけることをお願いしまして、あと注意を呼びかけるポスターなども大会会場にも設置いたす

形で対応させていただいております。

ヘルパーの対応につきましては、県内発生が出た場合に各福祉施設とかその他の施設の、閉鎖するとかいうそういう状況、具体的にまだ決まっておりません。通常、県内発生した場合には県知事が要請をする形をとるということでは聞いておりますけれども、市独自で考えた中での行動計画も必要だろうということで、今早急に取りまとめを行っているところでございます。

○ 楡井委員

ヘルパーさんへの対策は、まだはっきりしたやつは持ってないと、現在は。そういうことですね。これは、県内発生まで具体的なものは持たないということなんですか。

○ 健康増進課長

現在、その取りまとめを行っております。

○ 楡井委員

それを、いつから実施するかを明確にさせていただきたいと思います。

それから、飯塚市も市立病院で対応できるというような御報告のようでしたけれども、実際そうですか。

○ 健康増進課長

時間外の対応につきましては、先ほど御報告しました福岡県済生会第二病院と飯塚市立病院、飯塚病院の3病院が対応することになっております。

この発熱外来につきましては、必ず保健所の発熱相談センターに御連絡をいただいて、保健所の指示に従って受診していただくような形になります。直接に行かれますと感染も拡大いたしますので、必ず発熱相談センターのほうに御連絡いただいてということになります。

○ 楡井委員

ヘルパーさんへの対策実施の日にちが、まだ報告ありませんでした。

それから、24時間受付がどうしても必要なんじゃないかと思うんですよね。それで県の保健課ですか、ここの番号なども書いてはありましたけれども、通常9時から5時までというような状況では、往々にして時間外に当たる、発生するといえますか、発熱するようなことも往々にしてあると思うんで、発熱センターの機能は、やっぱり24時間体制が必要なんじゃないかと思います。特に、この車いすテニス大会の期間は、どうしても必要なんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがですかね。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 14:55

再 開 15:05

委員会を再開いたします。

○ 健康増進課長

今、委員のほうに言われます24時間体制の相談窓口につきましては、発熱相談センター自体が県のほうの所管となっております。ただ、飯塚保健センターにおきましても、土日、休日にも相談窓口を開設して対応いたしております。県庁保健衛生課から24時間体制で受けた分につきましては、嘉穂保健福祉事務所にも随時連絡が即座に行くようになっておりますので御了解をよろしくお願いいたします。

○ 楡井委員

車いすテニス大会は、あと何日ぐらいあるのか。正確に知らずに申しわけないんですが、もう1週間ぐらいはあるんじゃないかと思うんですよね。いつまで。日曜日。24日。あと四、五日ありますね。

それで、車いすテニス大会の名前が、一番初めに「国際」となってますよね。ですから、国

際的に笑い物にならんような状況をきちんとつくっちゃかないかんとやないかと思うんですよ。そういう意味では、ぜひ24時間体制も、市もそれをやっているという状況を市民に見せて、真剣に取り組んでおりますよということをアピールするような方法を、ぜひとってもらいたいというふうに思います。これは要望としてお願いしておきます。

○ 委員長

ほか、質疑ありませんか。

○ 藤浦委員

きょうのウエルカムパーティーのことなんですね。実は、きょう私どもは現地調査をすることで当初決めておりましたが、インフルエンザの影響だと思えます、急遽取りやめになりました。先ほど来、この件については答弁もあつてますんで、今さら、それをやめないかんとか、それは飯塚市が決めるようなことでもないんで、それはできないというふうに思いますけどね。危機意識ということで、やっぱり問題があるかなという気はします。

というのは、飯塚市からは、そういった症例がまだ出てないんで、対岸の火事じゃないですけど、そういった見方もしてるんでしょうけど。神戸あたりでは、これは大変な問題になってますよね。それで、今回は外国人の選手もたくさん来ておられる。外国人を見たら全部ばい菌に見えとか、そういうことじゃないんですけどね。マスクと消毒液を用意しているから大丈夫ですということで、この危機は、そういう危険なものじゃありませんよというのは、ちょっとこっけいなようにも聞こえたわけですよ。あの時間帯に、じゃあずっとマスクをしてるんかと。飲み食いもするわけですよ。私はその時間帯のほうが長いんじゃないかなというふうに思うし。そういったことで、マスクをしているから、消毒液を用意しているから大丈夫ですという認識は、ちょっと甘いんじゃないかなという気はいたしております。

今さら、やめれとかね。先ほども言いましたように、飯塚市が指導してこれをやるとかやらないとかいうことはできませんので、やられることについては、もうこれは仕方がない一つの今の現象でしょうから。ただ、我々も毎回ウエルカムパーティーには行ってますけど、今回は君子危うきに近寄らずということで、ちょっと遠慮させていただこうかなというふうにも思っております。

そういったことで、危機意識とか危機管理ということで、もう少し掘り下げた考え方を持たれたほうがいいのではなかろうかということ、ちょっと御指摘申し上げて終わっておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、御了承願います。

次に、「**颯田病院等の建替え計画について**」、報告を求めます。

○ 健康増進課長

颯田病院等の建替え計画について、御報告いたします。

平成20年8月25日の厚生文教委員会で報告いたしました颯田病院及び愛生苑の建てかえ計画の概要について報告いたします。厚生委員会資料の颯田病院等建替え計画図をお願いいたします。図面の中央の台形の部分が旧市立病院、給食センター敷の全体の面積が1万5,733.14m²でございます。そのうち颯田病院、療育施設敷は斜線の部分になりますが、面積が1万822.6m²となります。当初の貸付面積1万1,080.65m²よりも若干減少をいたしております。愛生苑敷は斜線部分を除く残りの部分になりますが、取付道路を含んだ面積は4,910.54m²となります。

颯田病院の療育施設併設につきましては、医療法人博愛会が病院建替え時に併設することになっておりましたが、その運営につきましては博愛会には十分なノウハウや人材がないため、他の実施主体に施設を賃貸し運営することについて協議を進めておりましたが、医療法により、

医療法人は不動産業ができないことから、病院本体を含め麻生グループ内の他の企業で施設を建設し、病院は博愛会に、療育施設は別途運営主体に賃貸することについて、現在協議を行っております。

なお、潁田病院及び療育施設の概要等につきましては、まだ確定されておられません。

次に、愛生苑の建設につきましては、愛生苑の移譲先の社会福祉法人柏芳会記念福祉事業会が、鉄筋コンクリート3階建て、延べ床面積3,190.6m²で全室個室で建設をする計画になっており、定員は100名となっております。着工は平成21年10月ごろを予定していません。用地につきましては、移譲した平成20年4月1日を起算日とし、平成30年3月31日までの10年間を無償貸与として、以後は再度協議することといたしております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

事前に幾らか説明をされたんですけども、この内容を「簡単ですが、説明を終わります」というような説明では、これは認められないといいますか、済まない問題ではないかというふうに思うんですよね。

つまり、潁田病院を博愛会に無償譲渡するときの契約書がありますよね。その契約書の中に、療育施設を含んだ潁田病院の建替えというのにも含まれているわけですよね。それを、今の説明では療育施設が医療法人としてはやれないよということだから、建設をほかのほうにしてもらって、療育施設も潁田病院も、その建設会社から借りるというような説明だったように思うんですよ。まずそこまで、事実関係と説明されたやつの私の理解が正しいのかどうか、確認の意味で説明をしていただきたいと思います。

○ 社会・障がい者福祉課長

委員御質問のとおり、博愛会との、潁田病院の運営の移譲に関する協定書が平成19年11月に仮協定を行い、その後、飯塚病院事業の設置等に関する条例及び重要な資産の処分の議決をもって本協定となっております。

また、療育関連通所施設の併設につきましては、当該協定第5条の移譲条件第9号に、病院建物を建替えるときに療育関連通所施設を併設するというように定められております。

これに伴いまして、その施設の概要や運営方法について協定締結後、平成20年4月ごろからと思いますが、博愛会と療育施設関係の担当課であります社会・障がい者福祉課との間で具体的な、どのような施設をつくって、どのように運営をしていくかという協議を開始いたしております。

その結果、博愛会としては、飯塚市は長年の希望でありました療育施設が併設されるということから、一定規模の療育施設を望んで協議を進めておりましたが、市の期待するような療育施設としては、博愛会自体にノウハウや人材を有していないことから、施設を併設した後、別途、専門の運営主体に施設を賃貸して、病院と連携して運営させることで種々検討を行いました結果、博愛会は医療法人であることから医療法の適用を受けることになり、附帯事業以外は法的には禁止されておりますので、賃貸業は有料・無料を問わずできないということを県医療指導課のほうから指摘を受け、それに対する対応策をその後検討しました結果、麻生グループ内の他の企業に施設を建設させて、療育施設を別途主体に賃貸運営させることが、一番、今の状況ではベターではないかということで、今現在、協議を進めております。

○ 楡井委員

私が確認したかったことから、相当深くといいますか、幅広く報告されましたので、一つずつ行かんと混乱しますので、あれですけどね。

療育施設を、19年11月に結んだ協定書といいますか契約書といいますか、その中で

5条の9項にちゃんと入れたと。これはいいんですね。

療育施設を建設する、そこを運営するというについては、医療法人の博愛会では、それができないという指導が県からあったわけですね。そこをちょっと確認しますね。

○ 社会・障がい者福祉課長

今御説明しました医療法人博愛会が、うちが望んでおりますような療育施設に対してノウハウを持たないため、別途の運営主体にその施設を貸しまして、そこで病院と連携しながら療育施設を運営してもらおうということに対しまして、博愛会は、今言われましたとおり医療法人であることから、いわゆる施設を貸すことの賃貸業が、たとえその施設を無償で貸しても、医療法上できないという指摘を受けたということでございます。

○ 楡井委員

今言われたように、療育施設をつくっても博愛会では運営ができないと、これが一つですね。そしていま一つ、じゃあ療育施設をどうするかと、運営を。博愛会がどこかに貸しましよと、やってくださいというふうに言うのは、これは土建業に関することやから博愛会ではできませんよとこういうことですね。そしたら、病院の建設と療育施設をどういうふうにしてつくるかということで、麻生グループ内の建設会社が浮かび上がってくるわけですね。こうなってくると、じゃあ博愛会と飯塚市との協定そのものはどうなるんかと。協定には、こういう建設会社の名前も出てこないし、そういうことで建設するというのも出てこないわけですよ。そこでどうするかということが、皆さん方も悩ましいんでしょうけども、そこをストレートに協定を改定もせずに、建設会社のほうに建設を任せるといようなことは筋が通らんとするんですよ。と思います。その点はどうか。

○ 保健福祉部長

当初からの契約と——言われますように——大変違ってまいります。どうしても、ここの療育施設を建てたいと私ども思っております、この療育施設を建てるための苦肉の策でございます。今言われますように契約協定書を取り交わしております。これにつきましては全部破棄して、最初からまた協定書等を取り交わしていかなければならないと考えております。また、そこまでの、今のところ準備ができておりませんで、今のところ協議を進んでおるところまで御報告させていただいておりますけれど、いろんなこと、協議が進みましたら、また御報告させていただきたいと考えております。

○ 楡井委員

そしたら、報告の内容が、もう踏み込み過ぎてるんですよ。だから、せめて、博愛会では療育施設の建設運営ができないことが明らかになりましたと。ですから、協定をやりかえないけませんというところでとめて、協定の改定に議会の賛成を得なけりゃいかんと。もう既に麻生グループの中の建設会社の名前まで——具体的な名前はありませんでしたけど、多分皆さん方の中には、もうそれはわかっていると思うんですよ。そういう状況のところまで踏み込み過ぎだというふうに思うわけですよ。

もう少し言わせていただくなら、博愛会と飯塚市が協定を結ぶときに、療育施設を建設する。療育施設は医療法人だから、博愛会では運営ができない。こういう県の指導が最近あったというようなことじゃなくて、このくらいは、もともと知っとかないかんとやないですかね。きのう、きょう、ぽつとできた医療法人じゃないでしょう。これはとっくの昔に、本当は知ってるはずですよ。

ところが、皆さん方が言われて努力されたように、博愛会のほうは病院の一部を使って、託児所のような感じで運営しようかなというふうに思った。だから、オーケーした。ところが、市のほうはそうはいかんと、ちゃんとした物をつくれということをつくろうということになりましたというところまで、この努力は大いに評価できると思うんですよ。ただし、博愛会の側が療育施設を運営できないということぐらいは知っちゃったんじゃないかと思うんです。土

地は10年間の無償貸与でしょ。その後、売るんでしたかね、というようなことになっていって
るんですよ。

そして、今回は愛生苑をつくるということで売却面積を広げようということのようですから、
そんなふうなことをずっと考えたら、初めから建設会社を中心になった麻生グループが、
颯田病院、市の愛生苑、そこら辺をひっくるめて、とってしまうといいますか管理しようとい
うようなことじゃないかなというふうに思うんですね。

この報告は、そういう意味では、先ほど担当課が報告したように、大いに進んでしまうとい
う状況は、颯田病院については撤回せないかんとします。そして愛生苑をつくるという話に
ついては、それはそれとして、また報告としては、これはもう県の認定もおりて、10月から
でしたかね、もう工事に入るというようなことを言われてますから、それはそれとして考えな
ければならんとは思いますが。少なくとも颯田病院と療育施設に関する発言は、報告は撤
回していただきたいと思えますね。

○ 保健福祉部長

今回の報告につきましては、当初予定しておりました博愛会が、今の状況では難しいとい
うようなことが間違いございませんので。それで今後、私どもも協議をしていく上で、やはり所
管の委員会にはそういうことを報告すべきだろうということで、私どもとしては報告させてい
ただいて、その方向で今後また協議をしていかなければならないと考えております。

また、麻生グループの企業につきましては、どこちゅうのもの、正直言います、まだ決まっ
ている段階ではございません。

○ 楡井委員

愛生苑のことで少しお聞きしますね。今年の10月着工というふうに、昨日説明を受けたん
ですけれども。そして22年、来年4月には開園というんですか、利用ができるということをお
聞きしました。それで、現在定員が120人のところを100人に減らすというふうにお聞き
しましたし、実質80ないし90人ぐらいしか利用されていないということで、利用しない部
屋をたくさん抱えるのは不合理だからということで定数も減らすというふうに、昨日説明を受
けたんですけれども。そういうことですかね。

○ 高齢者支援課長

御質問のとおりでございます。

○ 楡井委員

そうすると、先ほど介護保険のところ質疑をしましたが、毎年300人から340人ぐ
らい、高齢者が増えていくんですね、65歳以上の方が。そういう試算になっているとい
うふうに思います。そういうことになると、高齢者が増えるということは、こういう老人ホームの
ような施設も利用が増えるんじゃないでしょうか。それを定数を減らすというのは、時代の
流れに逆行しとるんじゃないかというふうに思うわけですよ。いかがでしょうかね。

○ 高齢者支援課長

委員御指摘のように、高齢化はどんどん上がってまいります、法人としての運営に当たり
まして、まず現在の施設の入所状況、90名で大体推移していること。また、建設当初から
120名を建てることによって膨大な資金がかかることも一因であり、もう一点が、運営の中
で、定員111名を超えますと嘱託医を配置する場合に、定員111名の場合には初診料、再
診料及び往診料を算定できないという決まりがございまして、国の基準に基づきまして委託料
を算定すると。移譲前の金額でいきますと月額約24万7千円を12カ月支払いまして、年間
約300万円の経費がかかってくると。これを定員110名以下にいたしますと、再診料、往
診料、初診料も含めまして嘱託医の算定ができますので、そういった経費節減になってくる部
分がございまして。

確かに、高齢化が進んで入所者が増えるということも予測されますが、法人としての老人

ホーム運営を担保するためには、100名にすることもやむを得ないものかと考えております。

○ 楡井委員

今の答弁の中に、私たちが、これまで愛生苑、潁田病院も含めてですけども、民間に移譲する、これは将来保育園にも係わってくるんじゃないかと思うんですけども。営業を引き受けたところの利益優先、この視点が今の答弁の中に明確に出てきてるんですけども。やっぱり、私たち公の仕事をしていく者として、利潤をとるか、市民の利益をとるかというふうに考えた場合、やっぱり市民の立場に立った、市民の利益のための問題を考えないかんとというふうに思うわけですね。111人を基準にしてドクターの利益が上がるとか少なくなるとかという説明もありましたけど、市民が必要とするなら、110人だろうと120人だろうと130人だろうと、これは仕方がないことですよ。私、そう思います。だから、皆さん方は——ここを運営していくのが博愛会でしたかね。その人たちの利益を考える必要はないと思うんですよ。どうでしょうかね。その人たちの利益を代弁して答弁する必要はないですよ。そう思います。

だから、たったこのこと一つ、入居者定数を120人から100人に減らすという状況の中に、今の市政の反映が見えてるんじゃないか。人口推計は全然違うでしょ、反対でしょ。利用者は増えるはずですよ。今度は個室になるそうですね、全部。そうすると利用者ももっと増えると思うんです。個室になったら、利用料は確かに上がると思いますよ。上がりませんか。それなら、なお余計、利用者は増えると思いますよ。にもかかわらず、定数を減らすと。20人も減らすんですよ。ですよ。

これはやっぱり、まだ着工してないんですから、協議をさせていただいて変更してもらうように働きかけていただくべきだというふうに思います。確かに個室ですから、20人定数を増やせば相当な予算にはなるとは思いますけど。やっぱり行政としてはそういう立場で、一番初めに置いたような立場で働いてもらわないかんとやないかというふうに、この愛生苑の報告についても、そういうふうに思うんですよ。よろしくお願いします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 楡井委員

先ほどの潁田病院の建替えの話ですけど、とりあえず報告だけというようなことで、この協定の変更とかそういうやつは、どういう方向で我々は知ることができますか。

○ 保健福祉部長

協議が整いまして、またそういう協定書ができましたら報告させていただきたいと考えております。

○ 楡井委員

そうすると、どういう業者に土地を売るとかという話も、まだ全然進んでないということではないんですかね。

○ 保健福祉部長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

その報告は、6月議会に間に合いますか。

○ 保健福祉部長

多分、間に合わないと思います。まだ、しばらくかかると思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、御了承願います。

次に、「飯塚市忠隈住民センターでの転倒事故発生について」、報告を求めます。

○ 社会・障がい者福祉課長

忠隈住民センターでの施設利用者の転倒事故発生について、御報告いたします。

当該事故は、平成21年1月25日日曜日のお昼の12時ごろに発生いたしましたもので、事故の概要といたしましては、忠隈住民センターの2階にあります大集会室で開かれておりましたカラオケ教室の発表会に参加されておりました女性1名、71歳の方でございますが、両足を同時に滑らせて転倒、腰を強打したものであります。

負傷の状況といたしましては第2腰椎骨折で、1月の25日から3月10日までの45日間入院され、現在は通院加療中で、ほぼ治療も完了したと、先日、報告を受けております。

事故の要因といたしましては、当該施設は平成元年に建設し、既に20年余りが築経過しておりますが、床材の表面等もすり減り、滑りやすくなっており、また事故発生当時は前日が最低気温マイナス3.1℃、最高で2.8℃、事故当日が最低気温マイナス0.2℃、最高3.6℃と非常に寒い日が続き、冷えきった室内に急にエアコンを入れたときに床表面に結露が生じ、大変滑りやすい状態となり、参加者全員の方が注意されていたとの報告でございますが、そのような中、後方に移動中、両足を滑らせて腰を強打されたものであります。

今後は、滑りやすいワックスの使用や、特に寒い日には十分気をつけて早めに部屋を温めるなど、結露が発生していないかどうかの確認を行い、必要に応じて結露をふき取るなどの対応を行いまして、このような事故が今後発生しないように努めてまいりたいと考えております。

なお、この事故にかかわる損害賠償につきましては、現在、協議をいたしているところでございます。

以上、簡単ですが、忠隈住民センターでの転倒事故発生につきまして御報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、御了承願います。

次に、「飯塚市立颯田児童館ガラス破損事案について」、報告を求めます。

○ 児童育成課長

飯塚市立颯田児童館ガラス破損事案について、御報告をいたします。

事案の概要につきましては、平成21年5月13日午前8時40分、颯田公民館長から児童館の窓ガラスが破損しているとの報告があり、児童育成課職員が状況を確認いたしましたところ、颯田児童館1階正面ガラス5枚が、棒などでの破壊行為により破損されておりました。

対応といたしましては、確認後、直ちに飯塚警察署颯田交番に出向き、事案の概要を説明し現場検証を行っていただきました。その後、ガラス破片を撤去し、応急処置を行っております。

また、5月14日に、飯塚警察署へ器物破損の被害届を正式に提出いたしております。

以上、簡単ですが、飯塚市立颯田児童館ガラス破損事案についての報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、御了承願います。

以上をもちまして厚生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。